

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

- |    |   |              |
|----|---|--------------|
| 第一 | 会議録署名議員の指名  | 参事兼農政課長 大平喜義 |
| 第二 | 一般質問  | 都市環境農政課長 高橋勉 |
| 第三 | 議案第五十四号<br>北方町職員の給与に関する条例の一部を<br>改正する条例制定について（町長提出）   | 参事兼税務課長 高橋勉  |
| 第四 | 議案第五十五号<br>北方町税条例の一部を改正する条例制定<br>について（町長提出）           | 総務課長 村木俊文    |
| 第五 | 議案第五十六号<br>北方町国民健康保険税条例の一部を改正<br>する条例制定について（町長提出）     | 住民保険課長 山田忠義  |
| 第六 | 議案第五十七号<br>北方町後期高齢者医療に関する条例の一<br>部を改正する条例制定について（町長提出） | 福祉健康課長 北村孝則  |
| 第七 | 議案第五十八号<br>岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関<br>する協議について（町長提出）       | 上下水道課長 豊田晃   |
| 第八 | 議案第六十号<br>物品売買契約の締結について（地上デジ                          | 教育課長 奥野政興    |
|    |   | 収納課長 西口清敏    |
|    |   | 会計室長 渡辺雅尚    |

タルチューナー内蔵デジタルテレビ)

(町長提出)

第九 議案第六十一号 物品売買契約の締結について(教育用コンピュータ)

(町長提出)

第十 議案第六十二号 物品売買契約の締結について(デジタル変調器・ブルーレイHDD・VHSデッキ等)

(町長提出)

第十一 議案第六十三号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算(第六号)を定めるについて

(町長提出)

第十二 議案第六十四号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を定めるについて

(町長提出)

第十三 議案第六十五号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を定めるについて

(町長提出)

第十四 議案第六十六号 北方町議会基本条例制定について

(議員提出)

## 五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第十四まで

午前九時三十分 開議

一、議長 井野勝巳君 おはようございます。

大変な寒波で、ヨーロッパの方では死者が出たというようなニュースが出ておりますけれども、きょうは全員の御出席をいただきます。ありがとうございます。

ただいまから定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は十人であり、定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年第八回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

### 日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において七番戸部哲哉君及び九番日比玲子君を指名いたします。

### 日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。

通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、安藤浩孝君。

一、二番 安藤浩孝君 資料をちよっと配っていただきたい。

一、議長 資料配付あります。じゃあ配付します。

(資料配付)

一、二番 安藤浩孝君 それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

乳幼児医療費助成対象年齢、現在の就学前から小学校六年(年度末)、十二歳までへの引き上げについてお尋ねいたします。

子供の医療費無料化は、一九六一年(昭和三十六年)に岩手県沢内村でゼロ歳児の医療費無料化を行ったことから始まり、この医療費無料化によって、当時、沢内村で七%あった乳児死亡率(生後一年の生存率)が一九六二年(昭和三十七年)にはゼロ%になりました。先日「アーカイブス」というNHKの記録ドキュメンタリーのテレビ番組で、乳幼児医療無料化に取り組むパイオニアの村として当時の模様を紹介しております。

その後、全国都道府県市町村で拡充、実施をされてまいりましたが、市町の独自制度として行われているため、地域間格差が広がっているというのが現状であります。

そこで、お配りしました表一を見ていただきたいと思っております。

これは、県下市町村の乳幼児医療費助成事業の実施状況の一覧表並びに本町の国保加入者の階層別ゼロ歳から十九歳までの診療費の表、本町の人口統計表と乳幼児助成状況調書であります。

市町村の実施状況に目をやりますと、対象者就学前六歳未満では、岐阜市から四十二番目の白川村まですべて四十二個の白丸が直列に記されております。対象者小学生七歳から十二歳の枠になりますと、黒丸が四個あります。四十二市町村の中で助成対象を就学前で打ち切っている市町は岐阜市、多治見市、岐南町、そして北方町の四市町のみであります。近々の情報では、多治見市が新年度から小学校三年生、九歳まで引き上げ、岐阜市、岐南町も新年度から実施予定と聞いております。そうなりますと、未実施市町は北方町のみとなります。県下四二分の四一の市町村で小学校就後も医療費助成を実施並びに実施予定状況の中、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、既に中学三年まで医療費無料化を実施しておる瑞穂市、本巣市、大野町など本町と隣接をしている地域の子供医療の格差をどう考えておられるのか、あわせてお聞きをいたします。

続きまして、表二を見てください。

これは、瑞穂市、本巣市、大野町の乳幼児医療助成状況の表であります。

北方町ゼロ歳から六歳、対象人口は千三百九十八人になります。実助成額は四千四百九十九万二千四百四十三円で、一人当たりの助成額にしますと三万二千八百八十三円であります。瑞穂市では、ゼ

ロ―六歳では、対象人口は四千二十四人、実助成額は一億三千三百八十六万五千円となっております。一人当たりになりますと、助成額は三万三千二百六十六円。本巣市では、ゼロ―六歳対象人口は三百九十七人となっております。こちらの一人当たりの助成額は、三万九千六百円となっております。こちらの一人当たりの助成額は、三万三千四百三十円。大野町では、対象人口は千四百六十五人で、実助成額は平成二十年度、決算ではなく平成二十一年度の当初予算で六千万円で、一人当たりの助成額は四万九千五百五十五円となっております。

こうしてみますと、北方町を含む隣接の市町の一人当たりの助成額の格差は千円ほどで、ほぼ似たような数値となっております。七歳から十五歳までの数値でも、実施していない北方町を省けば、ほぼ同様な金額で診療費の地域格差はないものと思われれます。

そこで、瑞穂市、本巣市、大野町の乳幼児医療費の一人当たりの助成額をベースにしたもので、北方町における予想助成額を算出しました。それが表三であります。助成対象学年、小学一年から三年まで、七歳から九歳までであります。対象者は六百二十五人であり、北方の場合、瑞穂市のベースですと、一千八百五十五万三千二百二十五円、本巣市で一千八百四十七万七千五百円、大野町で一千六百三十三万七千五百円となっております。助成対象学年を六年生、七歳から十二歳まで引き上げると、対象者は千二百八十六人になり、瑞穂市のベースですと三千八百七十七万四千九百九十円、本巣市は三千八百一十九万三千三百四十四円、大野町は三千三百五十四万六千五百九十六円という予想助成額になります。県内市町村七割の自治体で実施中の中学三年まで対象とする、瑞穂市ベースで五千六百八十一万七千円になります。大野町のケースですと、四千九百九十二万八千六百四十四円が予想されます。何

分にも限られた資料と、私自身の勉強不足の中でのシミュレーションでありますので、御理解をお願いしたいというふうに申し添えるものであります。

そこで、次の質問をさせていただきます。

町はこれまでに、助成対象年齢を段階的に引き上げた場合、助成額がどうふえていくのかを予想をされ、限られた財源の中、やりくりができるのかできないのか、また町のいろんなサービスの中、優先順位としてどう位置づけ、研究・検討をされたことがあるのかと思います。その概要をお聞きしたいと思います。

先日、厚生労働省は二〇〇七年のひとり親家庭の貧困率は五四・三％と発表をしました。背景には、多くのひとり親家庭の母親や父親が子育てに追われて、フルタイムの勤務が難しく、賃金が安いパートなどの非正規労働を選んでいる事情があると見られております。ちなみに、大人が二人以上いる家庭は一〇・二％と発表をしました。乳幼児医療助成の対象となる子供は、このような困窮した家庭状況にかわりなく無料で必要な医療が受けられるようになりましたが、乳幼児医療無料化の対象でない子供は、保険証があっても、一部負担金があることで受診できないこともあるわけです。

北方町における平成二十年度の国保のデータでは、ゼロ―四歳、五―九歳の医療費金額は、ゼロ―四歳指数を百とすると、五―九歳では指数四十五とほぼ半減しております。つまり、就学後は子供本人の体力、予防力が年齢を重ねるとともにまさっていくものと思われまます。小学校一年生から六年生まではまだ弱者であります。三千八百万円ほどの負担で、成長期にある子供にとって、受診抑制によって取り返しのつかない事態を生じさせないためにも、ぜひとも小学六年、十二歳まで医療費助成をお願いしたいと

強く思うわけでありまます。

また、この医療費助成は、少子化対策や子育て環境整備につながる社会政策でもあり、子供の声が響く活力ある地域づくり、定住者の呼び込みを目指す未来への投資として考え、助成対象の十二歳までの引き上げを重ねてお願いするわけですが、町としての考えをお聞きしたいと思います。

一、町長 それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

お断りしておきますけれども、大変不調法をいたしまして、お許しをいただいて自席から答弁をさせていただくことになりました。よろしくお願いをいたします。

今、議員からの御質問は、医療費の助成について、その対象を広げて小学六年生までにしたらどうかという御提案でございます。細かい数字等につきましては、後ほど担当課長からの答弁に譲らせていただきますが、御指摘のとおり、今日現在で、県下の四十二市町村のうち、義務教育終了まで入・外来を無料化しているのは二十九市町村でございます。お話ございましたように、来年度に入りますと、岐南町がこの制度を取り入れるようでございますから、三十市町村となるわけでございます。全体の七一％以上が義務教育期間の医療費を無料化にするということになるわけでございます。

北方町としても、早急な対策をとるべきだというお考えはもつとものことと思いますが、ただいまの段階で決断をさせていただくには、もう少し時間をいただきたいと思っておるのが、私の率直な心境でございます。このことは、決して物事を先送りするということではございませんで、バスに乗りおくれるなどばかりに横並びの政策追従に走る方が、ある意味で無難で、町長の立場か

らすると楽なことかも知れませんが、こういう問題は少し立ちどまって熟慮をすることが、後々、卒然とした政策だとの御批判を招かないためにも必要ではないかという思いを強くいたしておるところでございます。少し私の持論というところと大げさでございますが、子供たちの医療費に対する問題について考え方を述べておきたいと思っておるわけでございますが、こうしたことは、まず私は歴史に学ぶ必要があるのではないかと思っておるわけでございます。

この議場でも、再三申し上げてきておるところでございますけれども、世界史上、最大最長の国家をつくり上げた古代ローマ帝国は、当時、現在のEUの大部分、そして中近東、北アフリカ、オリエントを含む広大な領土を建設したわけでございます。そして、史上初めての法治国家をこの古代ローマはつくり上げました。さらに、元老院と市民集会、今日でいいますと議会と市民の直接投票による為政者の選出と、国家の指導が行われたわけでございます。まして、その結果、千二百年余にわたって一つの国家として存続・発展をしてきたわけでございます。

これほどすぐれた統治国家が、なぜ滅んだのか。エドワード・ギボンはその名著「ローマ帝国衰亡史」の中で、豊かな古代ローマ帝国衰亡の原因の一つに、選挙によって選ばれた皇帝が人々の歓心を買うために、次々とポピュリズムに陥っていった。つまり、この本を読みますと、当時、パンといいますが、主食の小麦粉でございましたけれども、パンを無料配布したり、コロシウム、イベント会場ですね、大浴場の建設を次々と行っておるわけでございますが、こうしたことがローマ帝国を衰亡させたということ、ギボンは言っておるわけでございます。

また、大英帝国も非常に世界に大国ぶりを見せたわけでございます。

ますけれども、有名な「揺りかごから墓場まで」という社会福祉国家の建設を進めた結果、国家の活力を衰弱させてしまいました。その結果、一九七九年、サッチャーの登場まで、イギリスは国際的な立場からの低下に甘んじなければならなかったわけでございます。

彼女は、アダム・スミスの有名な夜警国家論に基づいて、膨らんだ行政の守備範囲を民間に解き放ち、自由競争の土俵を広げたわけでございます。日本でも、小泉内閣が「小さな政府」を掲げて、サッチャー路線と同じような路線を歩みましたが、その結果は、イギリスでは保守党から労働党へ、我が日本国では、自民党から民主党へと政権の交代が起きたということは御承知のとおりでございます。

もう一つの学びは、一九六〇年、今、議員は六一年とおっしゃいました。六〇年か六一年かちよつと私との調査が違うようでございますが、お話のありました、岩手県沢内村で始まった公費負担による老人医療費無料化制度であります。

当時、各地に革新自治体が誕生して、福祉の一環として老人医療無料化の時代が到来をいたしました。国も、こうした自治体の動きに抗し切れずに、七三年に老人医療費無料化に踏み切ったわけでございます。その後、年金の物価スライド制、健康保険の家族七割給付、そして児童手当の創設などが実現をして、当時は福祉元年と言われるまでになりました。

しかし、医療機関の受診率が急増して、医院の待合室がサロンの化、老人医療費が増大して、十年後には老人医療無料化制度は廃止をされました。小泉政権の聖域なき改革によって、後期高齢者保険制度へと変遷を見たわけでございます。このような経過と歴史をたどるときに、私はつくづく議会制民主主義の最大の欠陥は、

ギボンが指摘をしたとおり、まさに大衆迎合主義にあるとの思いを強くいたしておるわけでございます。

選挙という厳しい試練に耐えて生き残らなければならない議員の皆さんにとって、民意を酌み上げることは重要で大切なことではあります。これも今まで繰り返し申し上げておりますけれども、民意を満足させることばかりを言うことが正しいかどうかという点、申し上げましたとおり、歴史が雄弁に証明をしていると思うのであります。時として、住民に嫌われることでもやらなければならないことがあるという強いメッセージを打ち出すことも、大事なのではないかと考えております。とりわけ、私ども行政の立場にある者は、こうした視点が大切であると思えます。

二十世紀初頭、世界最高装備の客船タイタニックは、なぜ沈没したのでしょうか。それは、船長以下幹部船員が、進路を間違え、安全運行という使命感と緊張感が欠落していたからでありましょう。私は、さきに行いました庁内の課長会議において、よそがやっているからうちもやろうという単純な横並びな発想で、医療費無料化を論じないでほしい。むしろ、よそと違う方法で住民福祉や子育て支援ができないか工夫して、考えて、知恵を絞ってほしいと訴えました。決して北方丸がタイタニックのようにならないために、進路を誤らず、安全運転に心がけることこそが、私たち行政マン、つまり幹部船員に与えられた使命だとの思いを伝えたいからであります。十年後、二十年後を見据えた政策リターン能力が、今求められていることを肝に銘ずる必要を自覚してほしいと思っております。

さらに、無視できない大切なことは財政問題であります。これからの地方財政は、地方交付税の補助金などの減額と税収減、子育て、保育、教育、高齢者福祉などの分野の需要増に苦しむこと

になりましょう。ちなみに、交付税は二十年間で一六・四%、一億九千二百一十万円余減額になっております。一方、民生費、十七年以降は二一・二%増加をいたしております。十四億九千四百三十万円で、決算総額の今や三〇%を占めるようになってきておるわけでございます。高齢者問題にいたしましても、不足をいたしております特別養護老人ホームの増設は、緊急な課題でありましょう。現に、来年二十二年には瑞穂市に新生会による特別養護老人ホームの建設が予定をされておりますし、二十三年以降には、北方町にも和光会による同様施設の建設が計画をされておるわけであります。具体化したしますと、当然地元自治体としての補助金をそれぞれ、恐らく数千円ずつ必要となることでありましょう。つまり、これからの時代を考えると、福祉に限らず、一つの政策を系統的、長期的にどういう体系で進めていくか、真剣な議論が必要になってくるという思いを強くいたしておるわけでございます。

大変申しわけありませんが、議員に御満足いただくには、ほど遠いお話をさせていただくことになり恐縮でございますが、私の医療費助成に対する考えを率直に述べさせていただきました。

今後、さらに議論を深める中で、御指導いただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

一、福祉健康課長 今の町長の答弁にございましたように、私の方からは、計数的なものについてお答えをさせていただきます。

お尋ねの近隣市町との子供医療の格差でございますが、議員さん御提出の資料のとおり、瑞穂市、本巢市、大野町にありましては、義務教育終了までが乳幼児医療の助成対象となっております。

また、未確定ではありませんが、岐阜市におきましては、担当レベルの情報では、来年度十月より小学六年生までの助成を検討しているとのことでございます。

また、助成対象年齢を段階的に引き上げた場合の助成額がどのようにふえていくかというお尋ねでございますけれども、これはあくまでも推計数字になります。中学三年生までを助成の対象とした場合、まず現在の北方町の国民健康保険加入者のうち、中学三年生までの受診状況、医療費から社会保険加入者のそれを類推し合算しますと、二千四百十万円ほどの見込み額となります。既に無料化に踏み切っている瑞穂市、本巣市の決算額、また決算見込み額から一人当たりの受診件数、その受診単価を算出し、その平均の件数・単価を北方町の受給対象人数に掛け合わせますと、実に二倍以上の四千六百万円弱の金額が見込まれるわけでございます。また同様に、小学三年生までを推計しますと、千七百八十万円強の金額、小学六年生までを対象とした場合は三千三百六十万円強といった金額が見込まれることとなります。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 今、町長さんの方から、また担当課長の方から御質問の答えをいただいたわけですが、北方町は、本当にショッピングに行っても、公園を歩いておりました、犬の散歩をしていますが、本当に若い方、小さなお子さんを連れて歩いてみえる方が大変多い町であります。

先日、岐阜市のちよつとしたお医者さんとお話をしております。お医者さんは、「安藤さん、子供の年齢を勘定するときにごやつて勘定するか」と言われたもんですから、「一つ、二つ、三つですよ」という話、「七つ、八つ、九つ、十、十一」ということを言いました。「あなたは、今、九つまでを九つと言いま

したね。十からは十歳、十一歳ですね。いわゆる、九つ、「つ」がつく対象というのは、大変体が弱い、未熟でこれから成長期にある子供の差がここにあるんですよ」と言われました。つまり、九歳というのは、小学校三年であるわけであり。この議場におられる方も、小学校三年のお子様をお持ちかもわかりません。

実は、私の娘は二歳のときにアトピー性の小児ぜんそくになりました。大変な思いで、一晩じゅうこんこんせきをしておりまして、吸入器をつけて、もう本当に親子ともども涙ながらの戦いをしてきたこともあるわけです。そのときに、夜、市民病院に行ったりとか、町のお医者さんに行ったときに、本当に病院とか、お医者さんが神様に見えたことは事実であります。ですから、私はまだ当時自営もしておりません。三十前半でありました。給料も大変安く、当時、岐阜ガスに行っておった給料が、八万円か九万円ぐらいのときに、二万円ぐらい医療費を使っておって、大変厳しい苦しい生活、思いが、きのう妻と二人で話をしておりました。でありますので、九歳までという小学校三年と申しましたので、今、北村課長の話ですと、小学校三年生ですと千七百八十万でしたか、僕のシミュレーションは千八百万でしたけど、ちよつと安かったですね。千七百八十万円ぐらいと言ったら失礼かもわかりませんが、このくらいで九歳までの医療費が無料化できて、安心して医療の方へ通えるということでもありますので、ぜひとも、先ほどは小学校六年と言いましたけど、千七百万円ぐらいでできるなら、これは予算のやりくりなりいろんなことで、そんなに難しい数字ではないんじゃないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。ちよつとその辺、お答えお願いします。

一、町長 特別、このことについて反論をする気持ちはありませんけれども、どうでしょうか、こういうふうを考えるのは間違っ

るでしょうか。

医療費などは、例えば就学前までの、つまり幼児に対して医療の補助をするということは、それはそれなりの理由があつて、結構なことだと思ふんですね。しかし、就学以降になりますと、今議員もお話になられましたように、医療費はぐつと減ってくるというお話ですけども、何のために医療費を行政が面倒を見なければならんかということですね。これは福祉のためなのか、子育てのためなのか、そういうことをいろいろ考えてまいりますと、本来的には、やはり自分たちが責任を持つべきではないのか、健康管理については。一方で、日本には国民皆保険制度になっておりますから、それぞれの保険に加入をしておるわけでございます。そちらでお互いに扶助政策を出し合う、助け合う。こういうシステムが既にできておるわけでございますから、私はその範囲は保険で何とかしてもらつたらどうか。入院については金額が大変大きくなつてまいりますので、これはやっぱりそのときの生活が窮してはいけませんので、何とか応援する手だてが行政にあつてもいいのではないかというふうに思つておるわけでございます。

それから、先ほど来話しておりますように、私が言つておりますのは、これはその金額でおさまらなくなつてくる、必ず。お年寄りの医療費の無料化制度を先ほど申し上げましたけれども、あれも結局パンクをして有料化になつて、今は後期高齢者医療といつて負担がふえて、悪評、悪策でございますけれども、結局は財政がもたなくなつてしまつては、どんな福祉政策であろうが、子育て政策であろうが、結果から見ると、正しい政策であつたかどうかという議論が当然出てくるわけでございまして、ここはやっぱり長期的な展望に立つて、行政が財政が成り立つていくかどうかを含めて慎重に対応をすべきではないかということを痛切に思

つておるところでございます。

それから、今、ほとんど県下で、先ほど申し上げましたように義務教育終了までが無料化と仮になりましたときに、北方町が小学校三年生にしろ、六年生にしろ、まで無料化をしましても、それはちよつと政策として光り輝くものではなくなつてくるわけですね。全部が六年生まで医療費無料化しておるときに、三年生や六年生までなどという政策を出しましても、福祉なのか、子育てなのか知りませんけれども、大変おくれた政策だという評価しかいただけなくなる。そうすると、やがて何年もたないうちに義務教育全部無料化にせよという要求が出てくるに決まつておると思ふんですね。そうしたときに、課長からも答弁はさせていただきましたような金額を結局負担をしなければならぬ時代になる。そういうことを総合的に判断をいたしますと、私はやっぱりこの政策というのは、仮に後追いだと言われても、もし実施をするにしても、慎重にそういうことも計算をして、北方町の財政が立ち行かなくなるような事態は避けることの方が賢明な判断ではないかというふうに思つておるわけでございます。

私どもの幹部会でも議論を重ねておる途中でございますので、これからも検討はさせていただきますが、基本的に私の哲学としてそういうふう感じておるといふことを御理解いただきたい。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 では次の質問に、時間が来ちゃいますので。どこに生まれ住んでも、子供は等しく大切に育てられるべきだといふように私は思います。また、この問題はやりたいと思います。それでは二つ目の質問でございます。

岐阜バス北方穂積線は、平成四年九月一日に開通をし、十七年余、北方穂積間を運行回数、ピーク時十五往復を数えておりまし



たが、平成二十二年三月三十一日でその歴史の幕を閉じることに  
なります。この路線の運行支援対策としてのバス券購入費が、平  
成二十一年度八百十四万円となっておりますが、芝原地区の児童  
並びに学生、老人、身体障害者の方への対象別人員、対象別配付  
金額はどれほどなのでしょうか。

また、この北方穂積線の廃止に伴い、運行支援対策としての名  
目、役目を終えるわけですが、平成二十二年度は、バス券無償配  
付はどのようにされるのか、重ねてお聞きをいたします。

一、総務課長 それでは、安藤議員のバス路線の運行支援対策に関す  
る質問についてお答えいたします。

まず、一点目の定期バス乗車券の交付事業は、北方穂積線など  
のバス路線の継続的な運行の確保と、利用者の促進を図ることを  
目的として、現在まで実施しているものでございます。本年度の  
実績につきましては、まず一つ、通学距離一・五キロ以上の小学  
校の一年生、二年生児童を対象とする通学定期券補助は、北方小  
学校の対象児童二十五人に対しまして、総額八十四万三千二百五  
十円、一人当たりいたしますと三万三千七百三十円。二つ目に、  
町内在住の七十歳以上の高齢者や身体障害者を対象といたします  
福祉バス券は、対象人数二千四百九十八人に対しまして一千八百  
四十一人、内訳は高齢者が千四百五十六人、身障者の方が三百八  
十五人の申請がございまして、一人当たり三千円分、総額五百五  
十二万三千円となっております。それから、北方穂積線、大野穂  
積線の二路線のバスを利用される学生を対象といたしまして、通  
学バス助成は百九十四人の申請がございまして、一人当たり七千  
円分、総額百三十五万八千円となっております、合計いたしま  
すと、現在、定期バス券交付金額は七百七十二万五千円となる見  
込みでございます。

二つ目の北方穂積線廃止に伴う来年度の定期バス乗車券の交付  
事業についての御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、  
現在はわずか四本往復して、北方穂積線は大変利用者が少ない状  
況を踏まえ、来年四月にバスターミナルを拠点としたバス路線の  
再編に伴い、退出するものであります。今後、芝原方面から穂積  
方面へ向かうには、新しく現在施工中のターミナルで、大野穂積  
線に乗りかえて利用していただくということになります。したが  
いまして、岐阜バスは乗り継ぎ等の利便を考慮したダイヤ改正を  
行う予定があるとのことでございますが、岐阜バスとの協議の中  
で、今後、利用者の動向によっては、ほかの路線においても同様  
に路線の縮小もあり得ると伺っておりますのでございます。少し  
でも路線を減ずることがないよう、来年四月よりバスターミナル  
を経由する運行支援策も検討していかなければならないと考えて  
おります。

現在、予算編成の作業中でございますので、確定はまだしてお  
りませんが、公共交通の確保は、第六次総合計画のアンケートの  
調査の結果におきましても、多くの町民の要望でもあるわけです。  
引き続き福祉バス券と、小学生の通学の定期券の補助については、  
交付額、それから内容を精査いたしまして、継続して行ってまい  
りたいと考えております。

また、通学バス助成につきましては、北方町内を通る路線の維  
持と、利用者の安定した増加につながる施策といたしまして、I  
Cカードの購入助成等の助成制度への転換を現在検討中ござい  
ます。予算規模、方法等につきましては、案がまとまり次第、皆  
様方にお諮りする予定でございます。

今後の利用促進についても、先般、全職員から意見を聞き、町  
職員におきましても、積極的な利用を図るなど、一丸となってこ

の問題に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、利用者が減るとバス路線は縮小されてしまいますので、北方町地域公共交通協議会等と連携を図りながら、利用促進策を進めまして、利用者増への取り組みについて真剣に進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

一、二番 安藤浩孝君 御答弁ありがとうございます。ICカードというのは、アユカカードというふうでよろしいですね。

私も、人の家へちよつとお邪魔しましてお勝手とか行きますと、壁にべたべたと回数券を画びようで張ったり、もうひどい人は十枚ぐらいためてみえる人が、別にためてもお金にならないわけです、ぜひ利用促進につながるように、僕はアユカカードを促進していただくのが一番いいかなというふうに思っていますので、ぜひまたお知恵を出していい方法で、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、三つ目の質問になります。三つ目は北方様というタイトルでちよつとお話をさせていただきたいと思えます。

一五八二年（天正十年）六月七日、八日、この地、北方で、美濃最大の豪族である北方城主安東伊賀守と稲葉一鉄の間で合戦が行われました。

（資料配付）

一、二番 安藤浩孝君 俗に言う北方合戦であります。守就軍は多勢に無勢で戦況は悪く、千代保が洩、現在の戸羽町でございますが、そちらにおきまして、一族ともども壮絶な戦死を遂げました。

そうした中で、守就の末の弟、郷氏の側室の通と幼少の我が子、可氏、守就の子郷忠を伴い北方城を脱出、守就の娘婿の竹中半兵衛重治が居を構える垂井の岩手城に逃れ、安藤家の再興を待ちま

す。

通とは、一五三三年、尾張黒田領主山内盛豊の長女として生まれ、一五四五年、黒田城より美濃北方の守就の弟郷氏に十三歳で嫁ぎました。一五七一年、三十七歳で三男可氏を生みましたが、平穏な日々は続かず、北方合戦において、一五八二年、北方在三十七年で通の北方での生活は終えんを迎えました。通は後に、土佐一国二十四万石を拝領し、国持大名となった山内一豊の姉でもあります。一豊が長浜、掛川、土佐へと転封、出世していく中で、一豊、通の兄弟のきずなは一層強まり、土佐への入封の際には、通の子可氏を初代宿毛城で知行六千三百石を預け、重臣として起用されました。

通は、土佐では美濃北方にいたので、土佐の人々から北方様と呼ばれ、宿毛入城の折には、一豊の計らいで、過分な知行、美田を与えられました。北方様は、可氏の屋敷の近くに住まわれ、その後、妙栄寺を建立して自分の菩提寺としました。北方様は、その後、一六〇六年十一月十五日、七十四歳の生涯を閉じられ、妙栄寺境内に葬られました。

以上が、北方様と北方合戦について説明をさせていただきます。

話は、タイムマシンのごとく、ことし八月、私の携帯電話に北方様の史跡碑と菩提寺妙栄寺と墓所の写メールが旅先の友人から届きました。その一ページ、一ページに、歴史好きな私は驚愕に震えました。北方様の存在は、文化財だより等で聞いておりましたが、このような南海の地、宿毛に北方という固有名詞が幾つも幾つも存在していることが、ただただどう頭の中で理解、整理していくのかわかりませんでした。私は四百年前、身の危険を省みず、後ろ髪を引かれる思いでこの北方の地を遠く離れ、最果ての

南海の地、宿毛で七十四歳の生涯を閉じた北方様に心を強く引かれ、九月三十日、大阪発南行き夜行バスに乗り込みました。

北方を離れ十三時間、バスは足摺宇和海国立公園の中心、宿毛に明朝八時に到着。南の海はどこまでも青く、空は天から地までよどみなく、抜けるような透明感の青空で、潮風は私のほおをかすめ、木々から地まで、木々を揺らし、まちの本通りを山手に向かい、心地よい風となって森に溶けていました。

早速、N T T宿毛の敷地の一角にある北方様史跡碑と向かい合うことになりました。石碑の高さは二メートルを超すものと思われ、右手前には北方様の説明板があり、正面の筒にはシキビが挿されており、思わず合掌。

次に、市役所北に位置する妙栄寺と墓所を尋ねると、北方様の北方から宿毛までの経歴がつづられており、伊賀家墓地の史跡案内にも北方という名詞が何度も刻まれていました。伊賀邸跡、宿毛城跡と宿毛七千石の威容を示すとともに、宿毛の歴史の深さを物語っていました。

宿毛歴史館では、北方様の書状や、使用した茶道具など、遺品がわび・さびの中で存在感を示しており、このように北方様はこのまちでしっかり根づき、人々に大事に大切にされておること、また、遠く宿毛で北方様と畏敬の念で呼ばれたのは、本人の人柄のほか、美濃北方と安東伊賀守守就という固有名詞が戦国時代においてメジャーなものであったのではないかと、この町を尋ねてしっかりと感じました。

そこで、提案があります。このように、北方様の縁で歴史的につながりのある宿毛市と北方町が友好関係を築き、将来的に友好都市を目指すことで、交流を深めていかれるのはいかがでしょうか、お聞きをいたします。

関連質問をもう一点いたします。

ムードづくりのために、図書館併設の歴史資料展示室において、「北方合戦と北方様」というテーマで特別展を開催し、遠く土佐の地に旅立った北方様に思いをはせるといふ趣旨はいかがでしょうか。

交通網が発達した今日でも、ほぼ一日を要する宿毛市から見た我が北方町の歴史というものを、いま一度見直しい機会だと思えます。歴史は視点を変えて眺めることにより、新しいものが見えてくるのではないのでしょうか。私はこの活動を通して、我が町、北方町の歴史、文化を正しく理解をし、数多くの文化遺産の保護、愛護に努め、先人の業績や文化を継承することで、さらなる郷土愛を深めることができると思っています。ぜひとも、その必要性を御理解いただきたくお願いをいたします。

一、町長 事前に議員からもいろいろ直接足を運んでいただいて、この北方様のお話を実はお聞きをしたわけでございます。

土佐宿毛市、ちよつと私は場所をよく心得ておりませんでしたけれども、この通という方が、今日に至るも多くの市民から慕われているということをお聞きをいたしまして、北方の新しい歴史を知った思いでございます、一種感激を覚えたところでございます。

かねてから、北方町は古い歴史と文化にはぐくまれた町であることに私どもは誇りを持っておりましたけれども、このごろちよつと痛感をいたしますのが、よき歴史や文化の継承や保存がこの町は苦手で、不十分であったように思えてなりません。今からでも遅くないわけでありますから、こうした歴史をしっかりと保存をして後世に伝える。そして、北方町の輝かしいきょうまでの歴史を、しっかりと私どもは再認識をする方策というものをとらなけ

ればならんのではないかというふうに思っておるところでございます。

議員は、今、これを機会に、宿毛市との友好都市の交流を進めるきっかけにしたらどうかというお話でございましたが、大変結構な御提案でございますが、ただ、私は以前、全国の北方町、これは九州の宮崎県と佐賀県にそれぞれこの町と同じように北方町というのがあります、この三町で姉妹町の提携を行いまして、相当の期間交流を進めてきた経験がございます。これは、しかし、今から振り返ってみますと、いろいろな条件があったんだろうと思います。例えば、決定的なのは合併問題だというふうに思いますが、行政主導でやりますと、やっぱりあまり長続きしないですね。こういう交流こそ、私は民間交流でスタートさせていただく方がいいんじゃないかなというふうに思っておるわけでございます。そして、民間の皆さんの英知を出し合って、いろんな角度から、いろんな手法で深い交流へと発展をさせていただくということが、最も望ましいタイプではないかというふうに思っておるわけでございます。もちろん、そういうことが具体化したしますと、行政としても全面的にお手伝いをさせていただくということをお約束したいと思っておりますけれども、ぜひ、当町には文化財保護協会や文化協会などが活発な活動を進めていただいておりますから、こういうそれぞれの協会を中心にして、今、議員が御提案があったような交流が民間ベースで進むことを願っておるわけでございます。繰り返して申し上げますけれども、行政として、そうした住民の皆さん方から自然発生的に盛り上がってまいりました運動というのは、いろんな形で応援をしてまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

一、教育長 安藤議員には、常に北方の歴史・文化の掘り起こしや、

あるいはその振興・発展に常に貴重な資料の提供あるいは提言をいただきまして、本当にありがたく思っております。改めまして心から感謝を申し上げます。

さて、北方様の特別展ということでございますけれども、率直に申しまして、現在、そうした特別展は時期尚早ではないかと、このように思っております。と申しますのは、本町の文化財保護、あるいは振興・発展にかかわります喫緊の課題というのは、九月議会に安藤議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、整備のおくれています本町の文化財の再整備や、今なお眠っております資料等を発掘・整理することが急務ではないかと、このように思っております。

そこで、来年度はそのための取り組みを文化財保護協会の皆様方の御協力を得て進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以前、安藤議員が教育委員会の方にお見えになられまして、この北方様のお話を私も伺いました。歴史の織りなすドラマに私もロマンを感じ、また強い関心を持っております。宿毛市へは私二度ほどお邪魔をしたことがありますけれども、大変美しいまちであり、印象に残るまちでございますけれども、しかし開催の前に、やはりまず本町の早急な文化財や、あるいは歴史資料の整備を進めるとともに、先ほど町長も申しましたとおり、本町と宿毛市とが住民主導の交流を深める中で、やがて文化交流のそうした機運が高まってまいりました折には、私どもも住民の皆さんと一緒にあります、この特別展の開催にかかわります検討を進めてまいりたい、このように考えておりますが、いかがでしょうか。以上でございます。

一、二番 安藤浩孝君 町長、教育長から、私は大変前向きな御答弁

だというふうに聞いておるわけですが、昨今、本当に大変歴史ブームでありまして、先日も、関ヶ原に九月に行ってきましたら、石田三成の命日の日には、歴女と申しまして、女性の歴史の好きな方が、お線香を持って上げてみえる姿があらこちらで見られております。

岐阜市でも、ようやく信長を中心にして岐阜公園の整備、それからまた、私もこの前行ってまいりましたが、シリーズで講座の開催を今、信長というところで、ようやくおくれればながら信長を登場させることによって、新しいまちづくりをしておるなというところでもあります。近くでは、岐阜市黒野で、これも北方と宿毛と全く同じような関係で、黒野の殿様が愛媛県の伊予大洲というところへ転封なさりまして、加藤様という方でございます。これは明治維新までずっと続いたわけですが、ここはNHKの「おはなはん」の舞台になった大洲のまちであります。ここも交流を深める、友好都市を結ぼうということで、今、盛んに黒野地区でも運動をしておるわけでもあります。まあ、我が町北方町も、ぜひこの四百年の時空を超えて、本当の意味での、先ほど町長が申されましたように、百年のときは同姓ということで縁結びをしたわけですが、今度は本当の意味での歴史が織りなす友好都市を、交流を深められたらなということをおもっておりますので、ぜひとも町の応援をお願いしたいということで、私からの一般質問を以上で終わります。ありがとうございます。

一、議長 次に、日比玲子君。

(資料配付)

一、九番 日比玲子君 では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、国・県の行政改革で町の影響についてと、それから県行

革で助成金、その他県の支払い金が減らされるわけですので、町民にその負担をしないしてほしいということについて、質問をしたいと思います。

国は、二〇一〇年の税制改正で、子供手当の支給や高校授業料無償化が今取りざたされております。その財源を、所得税、住民税の扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小などに求めると言われています。もし、こういう財源をここに求めているとすれば、所得がふえることになって、国保税や保育料などにこれがはねかえることになります。

では、県はどうでしょうか。県は、二十一年度で五百七十億円不足をする。そして、来年度は三百十億円不足をするということでも、もう基金を取り崩してゼロだそうであります。行革をしなれば、赤字団体に転落をすと言っているわけです。その原因の県の言い分によりますと、三位一体の改革で地方交付税が減少したこと、二番目に、高齢化の影響で医療費が増大した、三番目には、多額の借金の返済だと言っています。これは、前梶原知事の箱物行政のツケが、今、大変な県の財政にボディーブローのようにきいているのではないかと思います。そして県はことし十月、各分野六百九十三事業の廃止、削減、継続などを見直し、その額は大体百四十三億円に上ります。町で見た場合に、県からは、二十一年度の予算であります。負担金として一千三百二十九万九千円、補助金として一億二百六万二千元、委託金として三百六十六万八千円、計で二億七千二百四万九千円入ってくるようになります。それは、二十年に比べてマイナス七百五十四万二千元になります。これだけで済んだのは、この妊婦健診の回数増と緊急雇用の創出事業で千七百三十二万。もしこういうものがなければ、二千四百八十六万二千元減額になっていくことになります。

この県の行革の中身を見ますと、県から町へ二分の一の助成をしていたものを、この見直しによって三分の一にする、あるいは廃止の対象とするものもあります。例えばその中でも学校給食は、ハツシモ産は農協、そして県・町と出し合っていたわけですが、これを県は五〇%削減をするということになっていきます。国・県の動向は、予算の関係ではつきりしないわけでありませうけれども、こうした県や国の影響で、町はもろに影響を受けることになりませう。来年度予算を編成するに当たって、国・県から町への影響は一体どのくらいあるのか。そして、それを町民に負担増として押しつけないでほしい。その二点について質問をいたします。

一、町長 それでは、日比議員にお答えをしたいと思います。議員も御承知のとおり、国の方の借金は国債だけでも五百五十三兆円だというふうに言われておりまして、これは地方の長期債務残高を合わせますと、優に八百兆円を超えるというふうにも聞かされておるわけでございます。

一方、岐阜県の財政事情も、平成二十四年まで毎年三百億円超の財源不足が生じるということになっております。このままでは予算編成が不可能になるばかりか、県が財政再建団体にもなりかねない状況にあるというふうに言われておるわけでございます。したがって、岐阜県財政改革計画、アクションプランというふうに呼ばれておりますけれども、これを作成いたしましたして、九月以降、各市町村や補助団体等に対して、具体的な数字を示して協力を求めてきておるといふふうに承知をいたしましたしております。

こうした情勢下で、北方町への影響はどうかというお尋ねでございますが、まず国の影響につきましては、ただいまの段階では全く予測不可能でございますが、県によります市町村補助金の削減案で本町の影響額を試算いたしますと、平成二十年度決算をも

とにして出されます数字が、総額約三千四百万円弱が影響を受けることになるというふうに承知をいたしております。このうち、民生、社会保障関係では千三百四十八万円、区画整理事業など都市環境関係で千六百五十七万五千円、教育委員会関係で百九十三万四千円、総務課関係で百六十万円という試算をいたしておりますので、ございます。

もちろん、こうした案には市長会や町村会も、福祉関係の削減には強く反対をいたしてまいりました。十二月に入りましてから、県単福祉医療費助成につきましては、二十二年から二十四年の三年間にわたって緩和措置の代替案が示されておりまして、当初、提案をされました金額より千四百六十七万円程度少なくなっておりますので、ございます。

さて、御質問は、このような影響を受けて、それを町民へしわ寄せをしないでほしいというお話でございます。言うまでもなく、県費の減額があるからといって、即座にこの負担分を町民に転嫁しようなどということは、私どもとしてはゆめゆめ考えておるわけではございません。あらゆる努力をしてみたいと思っております次第でございます。

ただ、経済は生き物と言われるように、今後どのように情勢が展開をして、待ち受けているかということとはなかなかはかり知ることができないわけでございますし、既に二十一年度予算でも税収減が避けられない情勢にありますし、二十二年度はさらに厳しさを覚悟しなければならぬというふうな推測をしておるわけでございます。

民主党のマニフェストによる、小泉改革の三位一体改革で削減された一兆一千億円が一括交付金として給付をするというような報道がございますけれども、これはどのような形で復活がされる

のかということが、ただいまの時点で非常に不透明でございます。最近のマスコミ報道では、増額する交付金は下水道などの補助事業について、政策目的に基づいて決定するやに報道をされておりますので、そういう算定基準になりますと、私どもの北方町にとっては、あまりプラス要件にはならないのではないか、大変気をもんでおるところでございます。そういうことを考えながら、できるだけ町民の皆さん方に直接そのことが影響して負担をかけるように、最大限の努力を發揮していきたいというふうには思っております。

一、九番 日比玲子君 今、町長に答弁をいただきましたけど、もちの木作業所で影響額は四千万とか言われていましたけれども、四千万より少なくなったというふうにとらえていいわけですね。それで、負担はなるべく抑えないように努力するというところで、少々安堵をいたしました。

次は、国民健康保険についてであります。今、配付をしていただきましたので、ぜひこれを見ていただきたいと思えます。上の分だけでいいです。あとの分は、今までやってきたのでありますので、資料としてお読みをいただきたいと思えます。

町の国民健康保険税は、かつて全県で、岐南町とか、北方町とかということ、一、二を争っていました、ことしはその数とかいろいろによって、今のところは第六位になっています。しかし、担税能力を超えるということは明らかかと思っております。収納率は、もう下がりがりつ放しです。平成十六年から九〇%を切り、八九・七、八九%、そして八九・六、八九・八%、しかし二十年度決算では二・四%も下がって、八七・四%に移行をしてきています。保険税の算出の仕方は、あらかじめ未納者を想定

し、払える人に保険税を転嫁されています。例えば、二十一年度、この表にありますように、二十一年度の国保税を五億五千八百四十六万円として、二千八百六十八世帯、一〇〇%を徴収するということであれば、一世帯当たりは、単純な計算ですのいろいろなあると思いますが、十九万四千七百二十一円になります。そして、八七・四%の収納率ということになれば、二十二万二千七百六十円になり、まさに二万八千三十九円を払える人に転嫁をしていることになります。室戸町長は議員のとき、このことについて話をされておられたわけですが、町長として今立場が違うとはいえ、どういふふうな考えを持っておられるのか、私はこの分は払える人に転嫁するのではなく、一般会計から補てんをする。なぜこんなに医療費が高くなったかということに対しては、一九八四年の中曽根内閣のときに、退職者医療制度を廃止して、そちらへ移るであろうということで、国庫負担を大幅に減らしてしまつた。そして、医療費も毎年増嵩してきたということでありまして、国や県に対しても、きちっとそうした負担金をもとに戻していただきたいというようにすべきではないかと思っております。そして、表にも書いてありますが、憲法二十五条からこの国民健康保険法ができていくわけですが、第一条を表に書いてありますが、あくまでも社会保障の見地に私は立っていると思えます。今までは、国民健康保険イコール相互扶助という考え方が厚生労働省の中にもありました。市町村もそのようになっていきます。毎年、こういう早わかり国保というのを出しているわけですが、かつて、今までここの中には相互扶助と明らかに書かれたのを配っていましたが、ちよつと内容は変わらないと思えますが、ことしはみんな支え合う制度ですということに変わっています。相互扶助と変わらないと思えます。そこで、厚生労働省の考え方というの

は、国民健康保険は相互扶助であり、みんなで公平に負担し合つて成り立っている制度であるため、低所得者にも一定の負担をしてもらっているというふうに答弁をしているわけですが、そして法定減免制度を応能割を五〇・五〇にしたことによつて、今までの四割・六割の軽減から、二割・五割・七割の軽減を設けたから、それで低所得の人を助けているのではないかというのが、厚生労働省あるいは各市町村の考え方であるわけですが、私も、私はやっぱりこれは相互扶助ではなくて、社会保障の立場に立つべきだと思います。

この国民健康保険法というのは、昭和十三年に制定をされて、旧国民健康保険法では相互扶助という考えが盛り込まれていたわけですが、昭和二十三年に全面改定をされて、今の国民健康保険法ができたわけでありまして。そして、滞納分を納入者に転嫁することは、この社会保障の考えからいってならなじまないのではないかと思いますので、答弁をいただきたいと思ひます。

そして、もう一つの問題は、北方町の国民健康保険条例の第十条で、保険事業のことが明記をされています。これには、健康教育や健康相談、健康診査、その他被保険者の健康増進のための補助をするということが掲げられているわけでありまして。医療費が高くなるようにするために、どうするかということでもあります。いろんな病気があるわけですが、日本の三大疾患と言われているがん（悪性新生物）とか、あるいは循環器系の問題とか、あるいは虚血性の疾患とか、そういうものは遺伝性のものもあるわけですが、なるべく予防すれば防ぐこともできるのではないかと思ひますので、ここに掲げてある以上は、もっと本腰を入れて、こうした保健予防事業に私は取り組むべきではないかと思ひています。聞くところによりますと、保健師が一生懸命やつ

ているからいい、大丈夫だと言われますが、もし保健師が足りなければ増員をしても、こうした予防的なものをきちつとやつていくことではないかと思ひています。それからもう一つは、例えば私たちがもうでしたけれども、税金を払うことがなければ、税の申告をしなくてもいいというのが、役場当局、あるいは私たちが含めて、そういう考えで今日まで来ました。たまたま読んでいたら、税を払わなくても申告だけはしないと国民健康保険税とか保育料に影響するというのがわかりました。そうすることによつて、減額制度が適用されるということでありまして、やっぱり税申告についてもきちつと啓発をしていく必要があるのではないかと思ひています。納税相談に來れば、税申告の対応をするようなことを質問を出して、課長が言つたわけですが、無申告についてどういった把握をされているのか、あるいはどういった啓発をされるのか、そのことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

一、町長 ちよつと申しわけありませんが、全部お答えする資料を持ち合わせておりませんので、細かいところは、また課長からお答えさせていただきます。

まず、基本的に議員と私たちとの健康保険税に対する感じ、保険制度が何で独立採算制の建前の特別会計で運営をされておるかということが、まず大事なことです。こここのところの認識が違いますと、今議員がおっしゃるように、例えばこの場合でいいますと、二万八千三十九円を本当は一般会計で持つということになるわけですよ。しかし、それでは何のための保険制度かということになるわけです。それじゃあ、もうこの国保全体の会計を一般会計にしてしまつてやることの方が、私ははつきりすると思ひます。うんでですね、できる、できないは別の議論として。それから、重



要なことは、この保険制度が約三割ちよつとの方が加入をしていただいております。ございまして、そのほかの七割弱の人たちはそれぞれの社会保険なり、何なりに入っているという問題があるわけございまして、この三割少しの人たちのために一般会計を、議員が要望されますように投入をするということは、またある意味で平等性を欠くのではないかというふうに、私は強く思っております。ございまして。

そして、その保険制度を維持していくために、一般会計から繰り入れるというやり方は、あまりとっていないんじゃないですか、各自治体も。ちよつと詳しい資料は……。

(とつているところはありますと九番議員の声あり)

一、町長 あるでしょうけれども、ごく少数ではないかというふうに思っております。やっぱり私どもと考えが同じことではないかと。

それから、これは大変よく調べいただいて敬意を表するわけでございますが、国保の最大の問題は、税が完全に捕捉されておるかどうかという問題が一方でありますね。所得が低い、これを見ていきますと、大変低いという数字にあるいはなるかもしれませんけれども、果たして自主申告の日本の納税制度のもとで、所得が正しく一〇〇%捕捉されておるかという議論もやっぱり一方であるのではないかと。そういう意味では、サラリーマンなんか給与所得者は一〇〇%所得が捕捉された上で、それぞれの保険料を支払っておるわけございまして、そういう矛盾も一方であるということもやっぱり総合的に判断をしなければならんのではないかというふうに思っております。ございまして。

したがって、くどいようございましてけれども、国保の会計と一般会計が分離されて、独立されて運営をされているということ

ろにやっぱりこの保険問題の基本的な問題があるのではないかと。議員のように主張をされますと、何のための独立会計、特別会計になっておるかという議論から始めませんと、今のような議論はいつまでたつてもすれ違いで終わるのではないかというふうに思っております。

一、住民保険課長 日比議員の二点目の質問でございますが、条例十一条保険事業の徹底することについてでございますが、条例十一条には特定健康診査を行うことのほか、健康教育、健康相談、その他被保険者の健康の保持・増進のための事業を行うことになっております。このためには、本来、国保に保健師を確保し行うべきであります。小さい町では事務効率を考えますと、保健師のいる課、すなわち北方町では福祉健康課に、特定健康診査以外の項目はお願いしているのが現状でございます。

特定健康診査につきましては、対象者全員に受診票を送付していない市町もある中、北方町では、全員に配付しております。平成二十一年度の受診率は三三%となっております。しかしながら、実施計画の目標値とは大きくかけ離れており、特に四十代、五十代の受診率が低くなっています。このことは、全国的な傾向であります。今後そういった世代を重点に置いた啓発活動が必要だと考えております。

また、福祉健康課では、この特定健康診査の結果が届き次第、健診結果が良好だった方を除く受診者に説明会の案内を行い、町内三会場で二十八回にわたって実施しております。また、メタボの説明や今後の計画づくりに時間を要する方につきましては、これとは別の日に「じっくりコース」というのを設けまして、三十分から四十五分ほどかけて行っております。また、都合の悪い方につきましては、指定日以外の相談や、電話での説明、訪問も行

っております。したがって、平成二十一年度の相談件数は、千七十一名の受診者のうち、八百九十三名でございました。

次に、健康教育として次のような事業を行っております。

糖尿病は、将来、失明や人工透析、心臓病など重大な病気につながるため、糖尿病予防に重点を置いております。本年度は六十二名が受診し、結果説明会を二回行いました。その後、全六回にわたる糖尿病予防教室を実施しているところで、参加者は十二名前後となっております。また、メタボリックも重要な病気のもとになりますので、メタボリック改善を仲間と一緒に取り組めるよう、九月から十二月、約三カ月間、十一回にわたって運動と生活習慣予防の講義に合わせた「スッキリ健康教室」を実施しています。二十五名の参加があり、半数が減量傾向、半数が苦戦をしている状況であります。

以上のように、当町としても病気の予防事業に力を注いでいますが、今後ともこれらを徹底させ、少しでも保健予防及び医療費の抑制につなげていけるように頑張っていきたいと考えていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、町税等の無申告であります、議員御指摘のように、収入の少ない方で申告された方につきましては、本来、均等割、平等割を所得により七割軽減・五割軽減・二割軽減を行っております。申告のない方につきましては、均等割、平等割を賦課しており、軽減は行っておりません。それで、納付相談に来られた方につきましては、納付相談の中で収入がないとわかれば、その時点で、収入申告をしていただきまして、軽減を図って納付をしていただいているのが実情でございます。

議員の言われるように、今後はそういった啓発活動ということ、例えば広報等に掲載して、こういった軽減策があるというこ

とで申告していただくような広報を載せたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。よろしく願います。

一、九番 日比玲子君 町長に答弁をいただきましたけれども、相互扶助と社会保障の関係、いまだに厚生省が言っておるような相互扶助というような考えがずうっと貫かれているわけですよね、北方町は。だけど、国民健康保険法は、さっき言いましたように、社会保障の見地に立っておる。その辺がお互い違うということなんですけれども、なかなかその辺に断ち切らないのもあれだと思いますけど、やっぱり私は法律にのっとってやるべきだと思います。それで、確かに国保の加入者は三分の一だけど、いざれ共済健保に入っている人も、六十歳定年になったときには国保に入らないといけないということもあるわけですよ。この表のように、二百万、所得のすごい少ない人が八〇%を超すような、どこでもそうだと思いますが、本当に所得なしという人が七百何十人もおるといふことに対しては、深刻な問題だと思えます。いずれは、町の国保を県一本に、広域連合、後期高齢者みたいな形でやるような報道がなされていますけれども、本当に深刻な問題だと思えますので、やっぱりなぜそうなってきたのか、医療費を増嵩させないためにもどうするかということに対しては、条例にのっとって一生懸命やってみる。だけれども、それでも足りないということであれば、保健師をふやすなりして何とか自助努力をせないかんとかと言われますけれども、やっぱり医療費をふやさないと、めんどろするかという。で、いろいろ聞いておくと、北方町は病院が多いで医療費が上がるんやと言われるけれども、実際に診療費なんかを調べてみると、そういうことは関係ないということになっていのではないかと思えますので、ぜひこの問題については、相互扶助ではなくて、社会保障の見地に立って運用してもら

うことと、それから無申告の方に対しては、今後きちっとこういう形で啓発をするなり、広報に載せていただいて、読んでいただければありがたいことですけれども、していかなければ、どんどん収納率は落ちてしまうことになると思います。納付相談に来なければ、そのまま放置されて、滞納でどんどん残ってしまうということになるわけですので、やっぱりきちっとした対応をしていくべきではないかと思えます。これは税務課のこともありますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

次は、補助団体の自立に向けてということで質問をしたいと思えます。

町の補助団体は幾つかありますが、今回は社会教育団体について質問したいと思えます。

この団体の交付金要綱というのが、昭和五十七年十二月十四日につくられています。その中には、婦人会、青年団、連合PTA、読書協議会、生活学校です。その目的は、社会教育団体を育成し、社会教育の振興を図るようになっていくわけですが、あと数年もしたら三十年にもなります。この長きにわたって、育成し続ける必要があるのかどうかということであります。

私は、ある二つのところに所属をしているわけですが、それによりますと、研修とか、旅行の申し込みの案内が届きます。何月何日までには北方町の教育委員会で申し込みをしてお金も払ってくださいということが書かれているわけですが、今、国は集中改革プランで人を減らせと言っているわけですが、こうした受け付け業務をその教育委員会のある人たちがやることによって、自分の本来やるべき仕事をこの部分に、何分か知らないですけど、割かれてしまうことになるのではないかと思えます。三十年近くになっていまだに育成し続ける、大蔵省ではないですけども、

護送船団方式みたいな形をいつまでもとっているのかということが問われてくるのではないかと思えます。一遍に自分たちでやりなさいというのは無理かもしれませんが、町長が言うように、協働だとか、草の根民主主義とかということと言われるのであれば、役場からでも、こういう形であなたたちは自分たちで、役員とかいるわけですので、教育委員会のところに来て、何月何日に受け付けをしますので、そこである会の役員の方が受付をするとか、そういう形にしていかなければ、もう人はふやしてはいけないということになっているわけですので、大変職員の方も仕事の量がふえるのではないかと思えますので、ぜひ自立をしていく方向にお願いしたいと思います。

一、教育長 補助団体の自主運営化という御質問であったと思えますが、議員御指摘のとおりでございます。補助団体の自立にかかわります問題は、今日の生涯学習の基本でありますし、また本町が目指す住民主体のまちづくりを進める上で、極めて大切な考え方であろうというふうに思っております。

教育委員会といたしましては、教育総合五カ年計画、これは平成十八年度に立ち上げたわけですが、その立ち上げた時点から、各団体の自主運営ができるように支援をしてきたところがございます。とは申しましたが、実はこの団体主体の運営に移行するというのは、非常に難しい問題がございまして、正直言いますと、今までに職員の方へ団体の方々から「今までは職員がやってくれておったじゃないか」とか、あるいは「行政サービスが悪くなったんじゃないか」とか、こうした批判の声や摩擦も実際起きておりまして、理解をしていただくのに相当の時間がかかるというふうな思っております。こうして見ますと、本町の団体の運営というのは、現在、行政主体から住民主体への過渡期の状態に

あるというふうには私は理解をしております。今後も、多少の摩擦はあるかもしれませんが、自主運営は住民の手による町の活性化につながるというふうに思っておりますので、一層御理解をいただきながら支援をしてまいりたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

一、九番 日比玲子君 今、答弁をいただきましたけど、何か最後の方が気になりますけれども、自立させる方向でいくというふうに解釈していいですか。はい、わかりました。

それでは、実行委員会のあり方について、ちょっと今の話とダブる問題もあると思いますが、未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会についてであります。

この事業は、平成九年につくられました設置要綱の中で、この委員会は町長が指名する学識経験者及び各種団体の代表者二十名で構成すると書かれています。ことしは都市環境、来年は総務課ということで、交互にやるそうありますが、この会議というのは大体年に三回ではないかと思えます。その反省会も二月か三月に行われる。これでは、反省することを忘れてしまいがちです。この会の実行委員会に何回か参加したんですが、通しで参加したことはありません。この会というのは名ばかりの実行委員会で、役場の計画、予算の関係もありますけれども、予算が少ないために、これでいいですかということ、その実行委員会というのは追認をするだけのような感じを私は受けました。

かつて、この祭りというのは産業祭と位置づけられて、名称がこういうふうに変わってきたわけでありまして。この時期というのは、いろんなところでいろんな催しがあって、選択するのはいろいろあるわけですが、たまたま岐阜市へ行く用事があったら出かけていったら、たくさんの人が出てくるので何かなと思った

ら、後で聞いたら岐農祭があったということで、岐農祭は三年に一遍あるのですが、たくさんの方が行っていたんですね。それで、北方町もそうしたことを踏まえて、人を集めることだけではないかもしれないけれども、やっぱり役場主導でやるんではなくて、実行委員会という名がついている以上は、その実行委員会の人に、さっきの教育長の答弁じゃないけど、難しいかもしれないけど、げたを預けて、どんなことをやりたいかということ、いろんな発想があると思うので、それを集約して祭りにぶつけて、実行委員の人たちが本当に私たちは未来タウン北方ふれあいまつりを担っているんだという立場に立たなければ、私もそうですけれども、お飾りみたいにしてはっぴを着てちよつとやっておる。

それではこの町の発展といえますか、祭りの発展はないのではないかと思えますので、やっぱりいろんな意見をぶつけ合って一つのものをつくり上げていく。この間テレビでやっていましたけど、名古屋の大須、何かと有名なところですけれども、あそこは仕事を終えてから集まって、いろんなことをがやがや言いながらつくっていくということをやっていましたけれども、何かいつまでも、町長は草の根民主主義とか住民協働だと言いながら、やっていることは役場ではそういうことをやっている。もっと皆さんにげたを預けて、住民を信頼して、こうしたことを急に手放すのは無理かもしれないけれども、やっていたことが、何か本当にうちらも祭りをやっているんだという立場に立てるのではないかと思えますけれども、さっきの質問と似たようなことになりましたけど、お願いしたいと思えます。

一、教育長 ふれあいまつりを含めまして、町の考えております実行委員会のあり方について、私どもの考え方をお話しさせていただきます。こうというふうな思っております。

御質問の意図、よくわかりますし、私もそのように進めてまいりたいと、議員御指摘のとおりに進めてまいりたいと思っております。つまり、住民参画型のイベントとなるように、一層工夫をしてきたいというふうに考えているところでございます。現在、例えば文化祭、これは文化協会を中心とした実行委員会運営をしておりますし、成人式は新成人実行委員会、あるいはまた先日、二十日でしたか、行われました北方ふれあい合唱集会、これは北方町の第九を歌う会実行委員会、このほか、お十七夜は体育委員の参画型で、あるいは町民運動会は今年度から小学生のボランティアが加入しております。等々、議員がお考えの方向に私どもも精いっぱい努力をしているところでございます。

一方、ふれあいまつりを含めまして、町主催の行事の中で、実行委員会が主催といいながら、ややもすると行政主導になっていくイベントにつきましては、今後も住民ボランティアを中心とした実行委員会の企画・運営による住民手づくりのイベントとなるように、一層の工夫をしてまいりたいというふうに考えております。御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上です。

一、九番 日比玲子君 では、そういう方向でお願いをいたしたいと思えます。

次は、学校保健会「北方の子」について質問をしたいと思えます。まず、冊子にこれをまとめられたらどうかという問題です。

平成二十年三月に、新しい幼稚園要領、あるいは小・中学校の学習要領が告示されました。その改定の基本的な考えの中には、健やかな体の育成が上げられているわけでありまして。そこで、各学校では生活実態調査を続け、今年五年度を迎えたということでありまして。学習指導要領、今後必ず改定されるわけですが、この基

本的な考えに必ず役立つことではないかと思っております。これはアンケートの結果をまとめたものであります。平成二十年度の北方の子ということで、北方町の学校保健会、これは皆さんに配られていると思えますので、ぜひお読みをいただきたいと思えます。

アンケートは、まず幼稚園、小学校の三年生から中学校までのものです。一、二年生が省かれているわけでありまして、そこで私が気になった点を申し上げたいと思えます。大体千五百人ぐらいのアンケートの結果であります。この中に、就寝時刻は、九時に寝る子供たちが大体三百六十一人、十時台に寝る子が五百九人、十一時台が三百九十人、一時以降は四十六人、睡眠時間は、七時間が三百人、八時間が四百五十四人ですが、五時間未満という子供が三十五人もいます。せめて、成長ホルモンが出てくる十時までは私は子供たちに寝ていただきたいと思っております。そして、朝食は、毎日とっている子が千三百四十四人、時々、あるいはまた食べない子が二百五十一人もいます。歯磨きは、二回以上が千二百八十八人、全然磨かない子供も三人もいます。視聴時間、これはパソコンやテレビも含めてですが、二時間から四時間未満が千八百八十八人、四時間以上は三百七十七人もいます。これから見えてくることは、子供たちの姿というのは、基本的な生活習慣ができていない子供、できていない子供もいると思えます。基本的な生活習慣の確立を目指していくことが、一番この時期には重要ではないかと思えます。そして、真ん中のあたりから保健統計資料というところで、これは小・中学校の養護教諭が書かれているものであります。歯科の問題であります。これは千八百七十二人、齲歯というのは虫歯にかかっている子供が千六百六十五人、その治療をやってしまったという子が六百六十三人、まだ虫歯であるけれど

も未処置の子供が五百二人。結局、齲歯が全体の六二%いて、完了した子が五七%、未処置の子供が四三%もいる。こうした現状を考えると、早く行った方が医療費もかからないし、自分のためにもいいのではないかと思っておりますが、こんなに小さいときから虫歯では、今、人生八十年、かつて厚生労働省は八〇二〇運動ということを行ったわけでありますが、二十本の歯で八十歳まで生きようという提唱であったわけですが、これではちよつとほど遠い感じを受けます。

それから視力の問題です。これは小学校で〇・九以下が三百五人、眼鏡をかけている子が百三人、視力で一以上の子が八百九十七人、約七割が正常だと思っております。そして、中学校に入ると、〇・九以下が二百六十二人、眼鏡をかけている子が九十九人で、何と一以上、正しい視力を持っている子は二百二十七人。極端に落ちてくるといふ問題があります。私たちの小さいころは、目が悪くなれば星空を眺めなさいとかといった教育を受けてきたわけですが、今の子供たちとは全然違うわけですが、パソコンやテレビ、携帯などに目が行ってしまつて、本当に細かなものを見るわけですので、もつと視力をどうするのかということも問われてくるのではないかと思ひます。

それから、欠席の状況です。これは四月から十一月まで、七日以上欠席した子供を統計をとつてあるわけですが、小学校では六十六人、五%です。中学校では七十三人、一二・四%です。

「北方の子」から問題点を大まかに拾ひ出したのが、今まで話したようなことであります。こんなに児童・生徒の状況がわかるという冊子であるわけですので、これは本当に生かすことがどれほど大事かということを私は思ひました。地域と学校、そして家庭、この三つの中で、本当の意味で親にこういつた子供たちの様

子をどう知らせていくかということがとても大事ではないかと思ひますので、この結果をどう生かされていられるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

これは南小の一、二年、これは五、六年の記録カードで、これは絶対に学校教育法なんかで出さないといけないという健康記録カードだそうでありますが、これは全小・中学校、今の校長さんが小さいときでもこういうのがあつたそうですので、もらつてきました。小・中学校はこういうのがあつた。そして、女性が妊娠をすると、母子健康ガイドといつて、これは昔の話ですが、こういうのをいただいたわけです。そして、役場で健康診査なんかを受けると健康手帳みたいなのをいただけるわけですが、やつぱりこうした人生一生の記録を分断的にこういう形でもらわれているわけですけれども、せめて小学校・中学校、義務教育の過程では冊子にまとめていただければよくわかるのではないかと思ひますので、その辺について答弁をいただきます。

一、教育長 町の学校保健会が毎年発行する「北方の子」でございますけれども、これは児童・生徒の生活状況とか、あるいは発育状況を理解するとともに、体位・体格等の問題点を明らかにして、児童・生徒の心身の好ましい発育を指導する貴重な資料として私どもは活用しております。

具体的には、学校におきまして、諸検査後には必ず保健指導の時間を設けておりまして、そこで指導するだけではなくて、それぞれの学校に設置しております学校保健安全委員会で検討いたしました。年間指導計画に計画的に指導できるように位置づけしておくだけでなく、PTAや家庭教育学級で取り上げて、保護者への指導にも当たつてきていますとございまして。

それから、今御指摘もございましたとおり、成長の記録でござ

いますけれども、この成長の記録は、個人個人につくられておりますから、「健康のあゆみ」と言っておりますけれども、これを家に持って帰って行って、親子で我が子の成長を確かめ合うというような活用の仕方もしております。

しかしながら、児童・生徒の心身の好ましい発育というのは、先ほど議員も御指摘のとおり、朝食の問題一つをとりましても、睡眠時間の問題一つをとりましても、非常に家庭生活とのかかわりが深くございますので、今年度は教育委員会で発行いたします家庭教育冊子「親の学び、子の学び」、この中に必要事項を盛り込むこととしておりまして、一層有効活用を図ろうと、このように考えております。

それから成長の記録についての御質問でございますが、これにつきましても、従来から、どの学校も進めてきているところでございますけれども、この記録は学校独自でつくっておりますから、ばらばらになっております。一緒のものではございません。学校間によって違いがあります。それを六年間使うという学校もあれば、三年間でとめる、下学年、上学年という分け方ですね。それから二年間でとめるというさまざまな使い方をしておりますので、一貫性のあるものにするにはどうしたらいいか、このことにつきましても、学校保健会に諮って検討してもらおうのも一つの方法かというふうに思っております。現在は、それぞれの学校でそれぞれの子供たちが使いやすいように工夫を凝らして利用していると、このように御理解をしていただけたらありがたいと思っております。以上です。

一、九番 日比玲子君 今、教育長に答弁をいただきましたけれども、成長の記録については学校保健会に諮って、今後検討するということがあります。

本当にうまく今回はまとめられていると思いますので、家庭教育学級は年六回あるんですけれども、来る親は大体決まっておる。懇談をやっても、授業参観は丸を打ってあるけれども、懇談会はサボってしまうという親が多いわけですね。ずうっとこれは長年の課題であったわけですけども、一人でも参加をしてもらって、こういう話をして、学級の中で「ああ、そういう話か、それならうちのところはどうか」ということを考えてくれるようになっていくといいかなと思うんですけど、やっぱり今、地域と学校と子供たちと親とうまくいくようにというお題目は言っているんだけど、学校の先生にしたってあいさつもなかなか、きょうも玄関に中学校だったか、どこだったかいましたけれども、「おはようございます」と言っても、聞こえなかったのか、そんなふうでしたので、やっぱりあいさつを知っている人にはする、知らない人には会釈するぐらい、そういう北方の町にこれからなっていくってほしいと思いますので、ぜひこの「北方の子」を何とか生かして、すばらしい子供たち、将来、警察に捕まるようなことがないように、そういう願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

一、議長 暫時休憩をいたします。

午前十一時二十二分 休憩

午前十一時三十分 再開

一、議長 それでは休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

次に、戸部哲哉君。

一、七番 戸部哲哉君 それでは発言のお許しをいただきましたので、私は協働によるまちづくりと平成二十二年度予算関係で三点、それから職員給与の関係で三点について、それぞれ一問一答で御質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いをいたし

ます。

初めに、協働のまちづくりについてでございますが、先般、二十一年度の北方町政策審議会の間接報告書をいただきました。その内容を拝見し、政策審議会が町長の意図する住民自治の確立に一步も二歩も前進していると感じております。政策審議会は、町長公約の草の根民主主義を確立する体制づくりの最たる政策として平成十九年に設置され、ことしで三年目を迎えたわけであります。当初は三部会というところでございましたが、現在は六グループに細分化され、より密度の濃い議論が展開されておるようでございます。住民みずからが考え、決定し、行動していくためには、ステークホルダーとして意見を述べ、議論することは必要不可欠な住民参加のツールとして大変意義があり、住民自治へのステップに欠かせないものであると思っております。政策審議会のさらなる向上を期待する意味で、あえて質問させていただきたいと思っております。

中間報告と題したその内容では、委員の皆さんからの提案や意見では、日常的に北方町で生活をしていく上で、その立場や環境にいる人でないとなかなか気づかないことや、視点の違いが多々あり、実に多彩な議論がなされております。委員の皆さんの北方町をよりよくしたいという情熱と真剣さは、私たちも大いに参考にすべきものであると思っております。

議論された提案や意見がすべからず実行できるのであれば、それにこしたことはないところでございますが、当町の経常経費も九〇%を超え、それをかんがみますと、予算絡みの提案に対しては、やはり実効性にも乏しく、せっかくの提案が日の目を見ないまま埋没しかねません。やはり行政評価として重要なことは目的と成果でありますから、住民との協働によるまちづくりをスロー

ガンに、住民が参加できる仕組みとして構築されたことが目的とするならば、提案事項をいかに行政に反映し、実行していくかが最大の成果であると思っております。それには住民の協力が欠かせないわけでありますから、協働の手法による議論が何よりも優先されなければなりません。その意味では政策審議会は大きく前進しており、意識も大きく変化をしております。いつまでも行政がすべてを担うのではなく、行政と住民、あるいは民間との機関を新たに見直し、地域の中でそれぞれの責任と役割を果たしながらともに活動する、すなわち協働による新しい公共を創造することが最大のステップアップであります。町民自主講座やボランティア養成等、生涯学習や幼児教育、スポーツの分野においては、住民との連携した取り組みは、他市町と比較しても当北方町は先進していると思っております。

政策審議会の提案内容にも、協働やボランティアを意識した提案が数多く見られることから、確実に住民の意識も進化しておると思っております。まちの各事業、イベント等は、行政がやるべきこと、民間がやるべきこと、住民が主体になること、行政と住民、あるいは民間が協働することなどさまざまな手法を考え、何が最も適しているのかを選択し、最少限の経費で最大限の効果を得ることが、町の飛躍の最たるものであると思っております。

本来、役所は住民のために存在するものですから、主権者はあくまで住民であります。かかわりの濃淡はあるにせよ、行政の事業はすべて協働で行うべきと言っても過言ではありません。協働の手法を活用することこそが、これからの公共を担う重要な手法であることは、今さら申し上げるまでもございません。ただし、協働とすることがすべての目的ということではなく、協働によって何がどう変わるのか、どのような成果があるのか、このことが



明確でないとのための共同か方向が定まらず、無駄な事業となつてしまう可能性もあります。すべて住民生活の向上のために行うものであり、事業ごとの目的は異なるにしても、事業を実施する際の最もよい手法と考えられた場合に実施するという理念も大前提であろうかと思えます。

新しい住民自治の構築として、政策審議会を核に協働のまちづくりをさらに飛躍させていただきたいと思っております。今後の展望についてお聞かせをいただきたいと思います。

一、町長 政策審議会について、今後の展望を御質問いただきました。大変ありがとうございます。

議員も御承知していただいておりますか、私が政策審議会を思い立ちましたのは、従来の行政と住民の関係は、ともすると役所が上に立つものとして、住民に行政サービスを提供するものだとの意識が強くなりました。住民の要求することに満足感を覚える傾向にあったように思います。

しかし、経済が右肩上がりから下降線を描くようになり、行政も金がなくなり、一方で行革などによって人手も十分でなくなつてまいりました。そして一方で、住民の要求は多様化の一途をたどっておりますから、こうした要求に行政としてこたえられなくなつておることが明らかでございます。何か解決策がないかとの思いを強くいたしました。住民参加を推し進めて、行政の実態を理解していただくことが必要ではないかと。具体的には、公と民が上下の関係ではなくて、パートナーとしての関係をつくる必要があるのではないかと。というふうな考えをいただいております。公募による「直接参加方式」を「草の根民主主義」との表現で政策審議会をお願いしたわけでございます。さらにそれだけでは限られてしまいますので、あわせて住民対話集会も開催させていた

だいておりますのでございます。

議会を初め、多くの皆さんに御協力をいただきまして、ただいまでは第二次の政策審議会で、御議論をいただいておりますのでございます。

振り返ってみますと、第一次は比較的年齢の高い方々が多く、女性の参加者が少なかつたということもあつたのでしようか、専門的に立ち入つた議論が多かつたわけでありましたが、第二次になりますと、三十代の女性が多く参加をしていただけましたこともありまして、随分、草の根的議論というものが行われたというふうに承知をいたしております。

ちなみに第一次審議会では、二百九十項目に及ぶ提案、要望が提出をされました。そのうち、約百七十九項目については既に実施しておるものも当時ございましたけれども、具体化させていただいたところがございます。残り百十一項目につきましては、予算措置ができないなどの理由もございまして、残念ながら実現をいたしておりませんけれども、これからの行政運営に心を配つて、参考にしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

第二次審議会では、十一月二十八日の全体会議でもって、前半の取りまとめが終わりまして、議員もごらんいただきましたように百七十八項目に及ぶ御提案をいただいたところでございます。

私といたしましては、今後審議会の参加者が中心になつて、いろいろな形でのボランティアや、NPOなどの団体にこれがつながつていくということになつたらありがたいというふうに思っております。ところでございます。そして、こうした試みが結実をいたすことによつて、従来、ともすると観客民主主義的でありました方向から、全員が参加をして北方町をよくしようという住民参加の

民主主義というものが新しく展開をしていくんではないかというふうに思っております。これが本物の住民参加ということになるわけでございます。時間はかかりますが、できるだけ大勢の皆さん方に参加をしていただく。参加をしていただいた中で、北方町が置かれておる立場というものを御理解いただいて、一つの政策について、住民の皆さん方の要求を実現するためには限られたがまぐちの中で、じゃあ、無駄になっておるのはどの点が削除したらいいのかというような議論が、行政と住民の代表の皆さん方とひざを突き合わせて議論ができる形にすること、政策審議会の所期の目的を達することになるというふうに思っております。それから、折々曲折はございます。うけれども、しばらくの間、この公募による政策審議会というものを続けさせていただいて、住民の皆さん方の意識の高揚、行政とのしつかりとしたパートナーの関係が築けるように、全力を挙げてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

一、七番 戸部哲哉君 大変思いのこもった御答弁だと思っております。

町長が言われるように、住民の参加をどういうふうな形で実現していくかという、その最たるのが第一段階としての政策審議会でありまして、先ほども町長が言われたように、第一回の構成の中での政策、二百九十項目の中で百七十九項目を実現してきたと、そういう御答弁をいただきましたけれども、実質的に目的は住民自治の確立、これは間違いないわけでございます。そこに町の改革に意欲を持った委員の皆さんが自分で手を挙げて参加をされて、その中で発言をしたい、そういう思いの中で参加をされておられると思うんですが、そういう意見が、やはり予算絡みです

と、どうしても取り上げにくい部分もあるかと思えます。

そういった部分を政策としてどう実現していくかというのは、これもやはり一つの大きな課題であろうかと思うんですが、私は今政策審議会を利用して一つ御提案したいのは、政府の方も事業仕分けというようなことで、大きく事業の内容等々を精査しております。そういう中で、当町におきましても各種イベントとかいんな事業において、先ほど教育長さんも御答弁がございましたけれども、行政主体で進んでおる部分が、実行委員会とかいんなものをつくられても、やはり行政主体なんですよね。そこら辺が本場に住民の手づくりといいますか、そういう部分に変えていける部分があるんじゃないか。具体的な例で言いますと、町民運動会なんかは実行委員会を立ち上げられて、中学生のボランティアとか、小学生のボランティアも参加をしておるわけなんですけれども、どうかすると、今の体育協会の方々が必死で人集めをされて、そして選手をつくられるわけなんですけれども、もちろん人の集まる町内というのはあるわけなんですけれども、非常に苦勞をされているところとか、よしんば無理やり選手にさせられるとか、そういった町内もあるわけなんです、そういうところが、町民運動会はだれのためにあるのかというと、やはり町民の娯楽のためにあるわけですから、そういった部分で何かちょっと意識が目覚めていないのかなあと。町行事に参加するということとじゃなしに、その町民運動会をつくり上げる、住民が参加を余儀なくされるのではなく、みずから進んで参加をしていくという、そういうのがもう少し出てこないかなあという気がしますし、もう一つは、職員の皆さんは町民運動会に全員参加されるわけなんですけれども、北方町の職員の方は地域に帰って、その町内から選手として出るのが普通ではないかなあと。どうも見ております

と、本部席の後ろでずうっと一日何もせずおられるんですけれども、やっぱり本当の意識的なものは、職員の皆さんも変えていっていただかないと。だから、設定はしたよ、あとは皆さんですよという、どうしてもそういう感覚を受けるんですね。ですから、特に全員参加が目的ではなくて、職員の皆さんはいかに地域の中に溶け込み、その地域として運動会を盛り上げるような体制で参加をしていく。そのような意識も変えていっていただきたいなあと。ですから、あくまで協働の構築というのは意識なんですよ。みんなが町のために自分が何ができるか、何をしたらいいか、そういう意識が芽生えてこない、なかなか前に進んでいかないのではないかなあと思うんで、そこら辺のところを、今町民運動会に限定をしてみましたんで、どなたかこの町民運動会の職員に対する考え方、ちよつとお答えいただいて、お願いいたしたいと思えます。

一、教育長 直接急に私に振られましたので、どういうふうに答えていいのかよくわかりませんが、今戸部議員がおっしゃられたとおりで、一人ひとりの意識をどう高めるのかというのが、今の北方町の一番大きな課題ではないかというふうに思っております。

先ほどの日比議員等への答弁の中にもございましたように、今ちょうど北方町は、住民の皆さんの意識が今までやってもらっていたという意識から、これからは自分たちでやっていくんだという意識への過渡期の状態でございます。私どもも意図的にそういう働きかけを進めてきておるわけでございまして、そのためにはやはりボランティアをどう育成するかという、そこに一番焦点を当てなければならぬということで、実は本年度から学校支援地域本部で、これは地域を核にしたボランティアの養成をとということで、学校支援地域本部を設立いたしましたし、以前からボラン

ティアコーディネーターを一人置いて、いろんな意味で、ちょうど団塊の世代とも重なっておりますから、自分の今までのノウハウを北方町の住民の皆さんに提供できる、そういう方々を募っていただくということでコーディネーターを一名設置し、二名でそうした戸部議員のおっしゃられるような意識を高めていただくという努力をしておりますので、またいろいろとお力添えをいただけたらありがたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

一、議長 ありがとうございます。

時間の関係上、平成二十二年度の予算の編成方針についての戸部君の質問を午後の方へ回したいと思います。よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

一、議長 じゃあ、そのようにいたしたいと思えますので、御協力お願いいたします。

暫時休憩をします。再開は午後一時半からお願いいたします。

午前十一時 五十分 休憩

午後 一時二十九分 再開

一、議長 再開をいたします。

午前に引き続きまして、戸部哲哉君の質問から始めます。

戸部君。

一、七番 戸部哲哉君 それでは、引き続き質問させていただきます。次の質問は、平成二十二年度予算の編成方針についてということで質問したいと思います。

米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機により、我が国はバブル崩壊以来の大不況を上回る深刻な経済状況に陥っております。景気指標には一部持ち直しの兆しが見えて

きたところに、政府のデフレ宣言、ドバイショックの影響も予断を許さない状況下におきまして、日本の経済環境はまさに不確実な時代を迎えております。企業収益の悪化、雇用情勢の厳しい環境は確実に税収減となり、国においては四十六兆一千億円の税収見込みから三十七兆円程度と、九兆円の減収を予測しております。県におきまして、二一・四％減の二千九十億円の税収予測が出されており、二十二年度予算においては三百億円を超える財源不足になると試算をしております。大規模な歳出削減を強いられております。人件費や公共事業の支出を抑えるとともに、県の行政改革アクションプランでは市町村への補助金カットを示唆しており、その影響も大であります。当町におきまして、税収入は七千万から八千万円の減収との予測もされる中、平成二十二年度の予算編成での歳入見込みは、まさに真つ暗やみな状況であることは間違いありません。基金があるというものの、今日のような経済状況下が長く続くようなことになれば、瞬く間に底をつき、サービスは大きく低下することにもなりかねません。

加えて、さきの総選挙での政権交代により、民主党が示したマニフェストを軸に政策の転換が図られているところでもあります。このことは、地方行政を取り巻く環境は、農業や福祉、教育など幅広い分野で影響が出てくるのが予測されます。方針が二転三転とする中、具体的な施策として決定的な方向も見えてきておりませんから、今は見守るしかないと思いますが、このことも当町の財政計画に不透明さを増す要因になっていると思います。このように厳しい財政環境と政治の中で、当町におかれましては平成二十二年度に向けて財政計画を立てられます。現時点では予測や憶測の域を出ない範囲であるかもしれませんが、平成二十二年度予算の概要として、財政規模、基本方針及び重点施策をお

聞かせてください。さらには、県の補助金削減が既に通達されていると伺っていますが、このことによる当町への施策に及ぼす影響及び影響額の見込みをわかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

このことにつきましては、午前中に日比議員からの質問で御答弁をされておりますので、お答えをいただいても、いただかなくても結構でございます。よろしくお願いいたします。

一、総務課長 それでは、戸部議員の平成二十二年度予算の編成方針についてということで、先ほど議員がおっしゃったとおり、午前中、日比議員の質問に多少関連する部分がございます。私は簡単に答弁させていただきたいと思っております。

予算編成におきます財政規模、それから基本方針、重点施策についてということでお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国・県の状況が大変不透明な中で、現在予算編成を逐次進めているところでございます。財政規模につきましては、臨時的な経費が少ない北方町においては、これまでと同規模を予想しているところでございます。しかしながら、民主党のマニフェストに盛り込まれました事業に伴う地方負担がどのような結果になるのか。また、財源だけではなく、新たな事業に対応するための事務量がどの程度ふえるのか、非常に先が読めない状況でございます。また、県の行財政改革アクションプランについても、各市町村の要望から、福祉医療費の補助率を初め流動的な事態となっております。また、扶助費等の義務的経費についても、さらなる増加が見込まれるところでございます。しかし、こうした状況においても、さきに策定いたしました北方町第六次総合計画に位置づけられた施策を着実に推進していかなければなりませんので、限られた財源の効率的な活用を編成会議にて指示

したところでございます。

今後の財政の確保と歳出削減の見通しについてでございますが、先ほど説明させていただきましたが、国・県の状況については先の読めない状況となっておりますので、まず現行制度をもとに積算をすることとなります。各課においては、関係機関と連絡を密にし、最新の情報の把握に努めるよう指示しているところでありますが、今後制度の変更に合わせ、柔軟な対応をとっていかざるを得ないのではないかと思います。そのため、財源が確保できない状態となれば、やむを得ず基金の取り崩しも検討をしていく必要もありますし、歳出額を抑えるために、維持的な経費については極力抑え、既存事業についても緊急性、優先性を検討し、見直しが必要となる事業も出てくるのではないかと考えております。

また、県の補助金削減による影響額でございますが、やはり現時点で示されている行財政改革アクションプランをもとに積算しました結果、町長が答弁したとおり、おおむね三千四百万程度となるかと思えます。これもさきの説明と重なりますが、福祉医療費の補助率など非常に流動的な状態にあるため、あくまでも参考としてお聞きいただければと思います。

今後、必要となる財源が増加となれば、財源確保のために他の事業に影響することとはなりますが、直接町民の方への影響を与えるようなことがないよう、十分配慮していきたいと考えております。以上でございます。

一、七番 戸部哲哉君 方針等々、見込みについてはよくわかりましたけれども、一点、来年度の施策における重要施策、要は今年度、今までにない予算ですよ。例えばこの庁舎の耐震とか、その程度だけということですかね、来年度は。

一、総務課長 来年度の新規事業でございますが、先般ヒアリングを

実施させていただいております。戸部議員おっしゃるとおり、この庁舎の耐震工事については、かねがね計画を進めておいた事業でございます。ある程度詳細設計は固まってきたところであります。最低限の庁舎の耐震工事を進めていきたいとは考えておりますが、とりわけ来年度、新規で大きな事業というのは今のところございません。ただ、いよいよ南の区画整理、このあたりも始まりまので、調査費等も入ってくるかと思いますが、来年度の一番大きな目玉、経費的にかかるものはやはり耐震工事だと思います。これは庁舎と公民館、両方ですので、よろしくお願いいたします。

一、七番 戸部哲哉君 ありがとうございます。

大きな事業もないということで、時代を反映してのことかとも思いますけれども、いずれにいたしましても、私たちの町にとっても、来年も五十億程度の予算を組まれる中で、収入の方は、今お話を聞くと県の方でも三千四百万円程度、税収においても七、八千万、今お示しいただいた中だけでも一億五千万とか、そういう数字が確実に減収になってくるんではないかと思えますけれども、基本的に入ってくるお金の準じて支出する、それが一般では普通でありますけれども、なかなかそんなことも言っておれないということ、足らん部分はどうしても基金に頼らざるを得ないということでもあります。そのための基金といえればそれまでなんですけれども、やはりこの基金もなくなってしまうと、今度はそんな悠長なことは言っておれません。どんなことをしても削って、予算を組まなければならないような状況になると、やはりよくも悪くもサービスの低下、大きく町民の生活に影響が出てくるものと思います。そこら辺をよくよく考えられて、新規事業も当町においてはそんなに見当たらぬような事業がないことも確かですけれども、非常に寂しい思いはしております。

そういった中で、皆さんが一生懸命経費削減にも努められてこられて、これ以上なかなか節約も難しいかと思えますけれども、時代が時代でございますから、できるだけ経費の方も削減されるような方向に努めていただいで、努力していただきたいと思えます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

関連しますが、予算編成の過程が公開できないかということについて御質問をさせていただきます。

自治体の予算は、首長が予算編成の権限を持ち、議会が予算案をチェックするという機能を持っております。しかし、当町でもそうですが、ほとんどの自治体では首長が提出した予算案が議会によって否決されたり、もしくは修正されることはほとんどございません。実質的に行政主導で予算編成が進んでいます。これに対して、予算は行政の基本であり、予算編成過程の市民参加は極めて重要であるとの認識から、国立市、我孫子市、京丹後市等の予算の編成過程を公開する自治体がここ数年でふえつつあります。それは、多くの場合首長がトップダウンで公開することを決定し、取り組まれてきた結果でもあります。それが全国に広まりつつあると伺っております。自治体の年間計画である予算が、どのように要求が上がり、査定をされておるのか、手のうちを見せることも、町政の透明性を高め、議会との情報の共有や、住民との信頼性の確保と、開かれた町政の推進につながるのではないかと思います。見解を伺いたいと思えます。

一、総務課長 それでは、予算編成過程の公開について、お答えいただきたいと思えます。

先ほどの答弁と若干重なる部分もございます。議員も御存じのとおり、歳入の約四割が交付税を初めといたします依存財源とな

っている当町においては、国や県の動き、制度改正が非常に大きく影響いたします。そのため、査定が終わった後においても金額が変更となる場合があります、時間の許す限り調整と精査を行っているのが実情でございます。

確かに議員御指摘のとおり、予算編成過程を公開することで町政の透明性が高まり、情報の共有により信頼性の確保につながると思えますが、随時公開していくことは非常に難しいことを御理解いただきたいと思います。

しかしながら、御指摘のとおり、自治体の予算は一年間に町がどのような事業を行っていくのかを示すものでございます。そのため、予算編成にあわせまして、これはずっと過去からですが、各自治会から町に望む声や質問がございました政策審議会での意見の集約を行い、できる限り住民の声を予算に反映することや、また予算決定後におきましては、これは新年度でございますが、住民向け予算書「わかりやすい予算書」を発行いたしました。町内の各会場にて町民対話集会、予算説明会を開催しているところでございます。特にこの説明会におきましては、現行予算の説明も含めまして、例えば二十三年度予算に反映できるもの、いろいろあわせて、とにかく地元において、地域の方に意見を聞くということを進めております。したがって、町政の透明性を高めること、信頼性を確保することは非常に大切なことであり、今後も住民が積極的に町政に参加して、総合計画のまちの将来像でもあります「活力に満ちた住民主役のまち 北方」の実現のために、少しでも関心を持ってもらえますよう知恵を出し、努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

一、七番 戸部哲哉君 おっしゃることは非常によく理解ができるわけなんです、現実的に今の予算が組まれて、町民予算の説明と

いう資料も配られて、そういった中ではすごくいいんですけども、あくまで決定された中での話でありまして、これだけ財政が窮屈になってきて、その振り分けですとか、いわゆる予算配分において、議会も個人としての意見で物を申すことはできるんですけども、そういった部分の意見を言う場が逆になかなか議会もないんですよ。

もちろん、もつとも町民は要望という形の中で、ぜひこんなことをやってほしいと、それを次年度の予算に上がるようなシステムは今できつつあると思いますし、それは今の方法で結構だと思うんですけども、そこら辺も少し考えていただくといいなあと思うんですね。議会は特に、前みたいに財政が潤沢な時期ですと、いろいろ疑問を持ったり、行政に対して不審を抱いたりするようなこともあったかもしれませんが、現在みたいな予算を組まれる中で、やはり肝心なことは、要望をいかに取り上げてもらうかじやなしに、いかにこの財政の健全性を保てるか、いらんところにお金を使っていないか、そんなようなことが予算編成の過程の中で言えるような場ですね。そんな場をちょっと議会にも設けていただけるようなことを考えていただければいいかなあとという思いをしておりますが、この中で予算過程を市民に公開するというのは、結果的には予算を公開するということになるかと思えます。その過程を公開するのは、ちょっとシステムの難しいかなとは思っていて、せめて議会にもそんなような機会が与えられるような場をお考えになれないかなあとということ、ちょっともう一度答えていただきたいと思えます。

一、総務課長 おっしゃることは非常によくわかります。

実は具体的な話でございますが、無事正月を迎えまして、年明け四日から我々は執務するわけでございますが、五日から、予算

が固まる査定ですね、この期間が実を言うと二月の頭までかかってやうんです。その中で、私どもの流れで大変申しわけないんですが、正式に固まりました、当然議会とも、委員会とも御相談した後の話でございますが、予算書の作成に当たるわけですね。議決が得られる、得られないは別にして、とりあえず新年度予算を先につくるわけです。どうしてもこの日にちを追っていきますと、本当に査定の場合を町民の方に見ていただくという時間のタイムラグが非常に難しいんです。そんなことで、我々は先ほど言いましたとおり予算説明会、これはあくまでも予算説明会兼対話集会なんです。例えば二十二年度予算が確定いたしましたして、こんな重要施策がございますよ。中身については、今後二十三年以降どんなものが必要ですかというような意見を聞く場でもございます。できるだけその場を、今年度はたしか四回やらせていただきますしたが、多少時期をずらしてでもその回数をふやして、できるだけ町民の方に意見を聞いたり、指導を願う場を設けたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

一、七番 戸部哲哉君 ありがとうございます。

翌年度には反映ができるようなシステムということで、今はそれで聞きとどめておきます。

続きまして、補助金のあり方について、基本的な見解を伺いたいと思えます。

補助金の見直しについては、行政改革大綱の具体策として、補助金、助成金については、社会情勢の変化に応じて、存続する意味が薄れたもの、補助効果が乏しいもの等について、事業の効果や効率性を見きわめ、廃止または縮減を図るとともに、終期の設定や統合、メニュー化等により総額の抑制に努めると記されております。私は、補助金評価の目的は見直すことではなく、何を実

現するのか、何のために見直すのかをまず考えなくてはならないはずであると考えます。廃止、縮減のコストカットが前提ではなく、ある事業をやめて仮に事業費が不要になったとすれば、その事業費をどう使うのか。例えば重点施策に投資するか、増額も視野に含めたものでなければならぬと思っております。

財政破綻した自治体であれば、すべてコストカットのための手段であってもいたし方ないところではありますが、行政の都合すべてを考えるのではなく、住民の福祉の増進や町の特性を図る意味で事業を行うのであれば、やはり住民視点、生活者基点への発想へと転換していただきたいと思っております。

一度始まったらやめられないのが役所の事業でもあります。それは、最初からいつまでやるのかという設定をして、考えてこなかったからにほかなりません。目的を設定し、目的に達成した、あるいは途中で評価を行いながら修正していくという作業が、最初から考えてこられなかったのではないかとも思います。一定の年月が経過した時点で、成果が出ていればその事業は続けられただけのことで、成果がなければやめる、もしくは修正する。あまり見直しができない危険性もあります。補助金自体のあり方を考え直す必要がある事業もあります。やめる、続けるという選択肢だけではなく、明確な目的の設定と、使途や成果を毎年検証することで、生き金とすることが最も重要であると思っております。御見解を伺いたいと思っております。

一、副町長 それでは、補助金のあり方についての御質問ですが、御承知のとおり、補助金は、その事務事業の目的や計画が公益上必要と認められる場合に限り交付されるものであります。補助金や負担金、あるいは交付金、助成金等の名称のいかにかわらず、

補助、もしくは助成の性質を有するすべての給付金のことを指すわけでありませぬ。ちなみに、平成二十一年度の一般会計当初予算におけます十九節の負担金補助及び交付金の総額ですが、八億八千四百九十一万八千円でありまして、予算総額の一八・五％と非常に高いウエートを占めているわけでありませぬ。

そこで、こうした補助金のあるべき姿ですが、基本的な考え方につきましては、先ほど議員からの考えや提案が本来の補助金の姿でありますし、これから私どもが目指すべき補助金のあり方だと思っております。特に、補助団体の運営費的な補助の場合は、議員からも御指摘のありましたとおり、団体の自立を促さなければ、補助金を受け取ることが既得権益化しまして、団体の自立に向けた自発的努力の阻害にもつながっていることもあるかと思っておりますので、できるだけ事業費の補助金等への変更を促していきたいと考えております。そのために、今までも、個々の補助金については、補助目的に沿って適正に使われているかどうかを主眼におきまして、随時、あるいは行財政改革等で見直しを図ってきております。また、監査委員からも、毎年補助団体等の監査を通しまして、指摘や指導を受けて適正化を図ってきたところでもあります。

また、今回の平成十六年二月に策定しました北方町の行政改革大綱の中でも、補助金、奨励金につきましては、社会情勢の変化に応じて存続する意義が薄れたもの、補助効果が乏しいものにつきましては、事業の効果や効率性を見きわめ、廃止または縮減を図るとともに、終期の設定や統合、あるいはメニュー化等により総額の抑制に努めるとしておりまして、実際に平成十八年度より事業評価制度等の統一的な基準を導入しました補助金評価シートによりまして、毎年補助金評価を試行しているところでもありま



す。今年度、平成二十一年度におきましても、この補助金評価を町に裁量のある五十九の補助金を対象にしまして、公益性や経済性、あるいは必要性、公正性等といった視点で点数をつけまして、総合評価を行っております。その結果、まだ内々の段階ですが、見直しを行う必要がある補助金が十六、段階的に縮小を検討する補助金が三つ、また終期の設定の必要があるものとして四つの補助金を候補に上げておるところであります。

そうした結果をもとに、例えば先日の行財政改革特別委員会の中でも説明をさせていただきましたが、町税の前納報奨金制度の廃止や、シルバー人材センターの補助金の見直しなどもその一環で提案させていただいたものであります。ただ、まだ試行の段階でありますので、今後より適格な評価ができますよう検討を重ねて、少しでも本来の望ましい補助金として予算執行ができますように努めていきたいと、このように考えておる次第であります。

また、財政状況が大変厳しい中、限られた財源や職員数の中の対応は限界がありますので、町政への住民参加、住民との協働のまちづくりへの参加意欲を高めたり、促すような補助金制度への転換につきますしても、今後十分検討をしなければならぬと考えておりますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。回答にかえさせていただきます。

一、七番 戸部哲哉君 ありがとうございます。

今おっしゃられましたように、あくまでも行政改革の中での補助金の削減ですね。これはやっぱり補助金そのものを始められた時点は必要であったり、要望が強かったり、そういった中で補助をされてきたと思うわけなんです。それが、この現代の財政の悪化から、どうしても支出のカットという中で、切りやすいところから切ってこられたというか、そこら辺の部分が結構あるんじゃないかな。

それと、全体的にその部分が必要でないか、あるかないか。その当然議論されてきたと思うんですけども、全体にどれだけカットするという、例えば百万円の補助をつけておいたら百万円を八十万円にするんだと。それを八十万円にすることで、その補助が本当に生きていくのかということも常々思うわけなんです。ですから、中途半端な補助ならやめた方がいい部分ももちろんありますし、そこら辺は非常に非常に団体があることですから難しいとは思いますが、生きて使い方をやっぱりしてほしいなというのを思っていて、きょう質問をさせていただいたわけなんです。必要以上の補助は切っていたら結構だと思わんです。それはやむを得ない御時世でございますから、そういう考え方をしていたらと思うんですけども、ただ削減目的だけに全部を切っていく。例を出すと語弊があるんで、出して物は言いませんけれども、やはり必要以上に補助がついておる団体もあります。そこら辺がいつ見直されるかなという、なかなか見直しの対象になっていないところもずっと僕は思っておりますので、ぜひこの補助金のあり方も、今お聞きしますとかなりの町の負担になっております。予算的に一八・五%、大きいお金ですので、歳費削減の一番格好的であることは間違いありませんけれども、そこら辺もじっくりお考えになられて、意味のある補助金にしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

次に人事院勧告について、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

人事院勧告は、御承知のように、国家公務員の給与に対してほぼ毎年のように行われておりますが、それがほとんど地方公務員にも準用されております。したがって、当町の職員給料の上げ下

げは人事院勧告に準じて改定されてきました。よくも悪くも従ってきたわけであります。高度経済成長期は、公民格差の是正を担い、公務員の待遇向上を図る上では、ストもできない公務員にとっては頼れる機関とされてきました。しかし、バブルの崩壊でこの格差に逆転現象が生じ、県の人事院勧告では平成十四年、十五年、十七年に引き続き、今年度も二・三%の引き下げがありました。また、期末勤勉手当も、社会情勢にかんがみ引き下げの傾向にあります。しかし、昨今では、給料改正の人事院勧告にノーを突きつける自治体がふえる傾向も見られます。お隣の瑞穂市のように、勤勉手当もその支給率の改定まで否決をされましたけれども、これは大変ナンセンスで、当然新聞にも出ておりましたが、省令違反としてペナルティーを科せられることになるそうであります。したがって、勤勉手当に関しては論外でありますが、今や大変財政の厳しい自治体では、勧告にかかわらず、職員の給料の一律カット等も実行されている御時勢であります。このことは、近隣市町や、同じような産業構造の自治体との比較から、給料レベルの均衡を図られてきましたが、このような図式も崩れる傾向にあります。同一労働、同一賃金は過去の産物となりつつあり、各自治体の財政状況により余儀なくされた結果でもあります。

公務員給料の水準をラスパイレス指数で比較されるわけでありますが、県においては、県内五十人以上の企業、事業所のうち八百三十六の民間事業所から、百六十八事業所を無作為で調査した、給与決定要素を同じくする者同士のラスパイレス比較を出しております。それによりますと、今年度四月分給料で、民間が三十七万七千四百二十二円、県職員が三十七万八千一百と〇・一五%、五七九円上回ったことから、今年度の引き下げ要因となったようであります。

ボーナスの比較におきましても民間が四・一四カ月、職員が四・五カ月でその差〇・三六カ月になっておりまして、民間との均衡のため〇・三五カ月引き下げられたわけでありまして。北方町におきましては、平均給料四十一歳となっておりまして、月額三十万八千四百八十七円、給与で三十五万二千八百十二円となっておりまして。国家公務員とのラスパイレス比較は当町は八九・三%。しかし、これは居住地企業の給与比較が調査されておりませんから、このラスパイレス指数が時代に反映しているかどうかは危ういと私は思っております。ちなみに近隣では、本巢市九〇・五%、瑞穂市九三・四%、岐南町九一・六%、笠松町九二・三%であります。

このように、当町におきましては県下でも大変低い水準であることは間違いありません。しかし、夕張市のように六八・六%という自治体もあるわけですから、当町の給料が高いとか安いとかということとは、この場においては申し上げません。

実際、ここ数年の人事院勧告では、社会情勢を見て給与の引き上げが行われておりません。逆に、お家事情によつては引き下げなければなりませんし、場合によっては引き上げる自治体もあるかもしれないわけでありまして、職員の給料は、時勢を反映して独自性があつてもよいのではないのかと思うところであります。人事院勧告に追従することの是非も問われている御時世ですが、今後も人事院勧告を基本として対応していけるのか、お考えを伺いたいと思ひます。

一、町長 職員の給与について、人事院勧告を踏襲していくのかどうかという御質問のようでございます。

地公法からも、あるいは地方分権や自立・自治の角度からも、人事院勧告を金科玉条のように受けとめていく必要があるかどうか

かというような問題提起もあつたと思えますけれども、私は人事院勧告というのは、議員のお持ちになつてゐるような疑問点も当然出てまいりますけれども、現実的に、こういう地方の小さな市町村では、人事院勧告に基づいて職員の給与を決める方法しか、現在のところ選択肢としてはないんではないかというふうに思つておるわけでございます。

お話のありましたように、それぞれの地域、あるいは市町の実情に応じて職員の給与を決めるということは、正しいことであるかもしれませんが、例えば、その地域の民間と公務員との賃金格差をどのような方法で調べるかということになりますと、また町単独で、そういう調査をどこかに依頼をするとか、独自に調べるとかというような方法をとる必要も出てくると思ひますし、仮に北方町が単独の給料表をつくるということになりますと、他の市町とバランス等の比較が当然出てきましようから、その点でも非常にまた別の問題を生んでくる。それから、御承知のとおり条例やら規則やらいろんなものがございまして、そういうのをまた精査をするという作業というのがなかなか複雑なんですね、実際問題としては。そういうことも影響をしております。そういうことをいろいろ考えてみますと、現在以上の事務量で対応しなければならぬような状況が出てくるのではないかというふうに思つておるわけでございます。

お話のありました財政の厳しい自治体で行つていますいろいろな措置について、特に減額の措置につきまして、名前を上げて恐縮ですが、危険な例では岐阜県におけるそれが象徴的だと思ひうわけでございますが、大体がどこもそういうことをやっておりますけれども、一時避難的に行つておるものでございまして、岐阜県でも、四年たつたらまた戻すとの約束が職員組合との間にできて

おるようでございまして、夕張市のような破綻自治体ならば、財政が本格的に再建をされるまでは、そういう望みはないようございましてけれども、それには次元的に財政調整をして下げる自治体があるかもしれませんけれども、現実の問題としては、人事院勧告というものは隅々の市町村まで尊重をされてきておるといふふうに承知しておるわけでございます。

それよりも、私が申し上げる間でもなく、公務員といひますのは、中央・地方を問わず、納税者である国民の皆さん方が額に汗して働いて納めていただく税金で給料をいただいておりますのでございまして、そのことをしっかりと認識して、私も公僕精神に徹して、誠実に日々の職務の遂行に当たつていっていただくことが大事ではないかと。日々の業務の執行の中で町民の批判を受けないように、全力を尽くしていかなければならないのではないかと、こういうふうに思つておるところでございます。

一、七番 戸部哲哉君 ありがとうございます。

確かに人事院の勧告の中で、当町の給料水準をはかつておかれると、これは今までずっとそうしてきたわけでございますし、現在もそれが続いておりました。公務員の給与制度の中で当然のことだと私は思つております。ただ、やたらとラスパイレスを比較して、当町の給料が安いということを言われる人も見えますし、逆にもらつてゐる給料を見て高いということと言われる方も見えますから、こういった基準で、うちはこうなんだよというのが多分このラスパイレスであり、人事院の勧告なんだと思ひますね。僕は、この北方町役場というのは、今百四十人近くの職員がおられるわけですが、逆に言つたらこれだけの企業がほかに近辺にあるかという、なかなか小さいながらも、こちら辺の地域では大企業なんですよね、役場というのは。ですから、それに

見合った給料を当然いただいてもらって結構だと思っておりますし、北方の役場が低いよということに対しては、僕も非常に反感を持つ立場でありまして、そのことによつて給料を上げよとか、そういうこと言うわけではありませんけれども、やはりそういうのが均衡がとれていないということなんです。今現実的に、もしラスパイレスを使用されて、よそとの比較がこういうふうに出されて、県下で四十番目近くも安い給料だよということでは、やっぱりこれでは職員の皆さんもかわいそうですね、ある意味。今の公務員というのは、同一労働、同一賃金というのは、売り上げとか利益とかということを追求めませんから、その事務的な仕事の量で同じであれば、同じ賃金。しかし、役所によつて賃金が違うというのは、まさしく不平等なことでありますから、こちら辺も逆に言ったら独自に是正ができないかなと。お聞きしますと、独自の給料表を取り入れてみえるところもあるそうですね。そういった中では、人事院の表を基本にしなから、ある意味では給料の範囲の部分が違う方向でつけられておつて、基本給なんかはほぼ同レベルであっても、実際の手取りとかは違ってくるとか、そういう部分でできない部分があるうかとは思いますが、後、後、後の質問にもつながってしまいますのであれなんですけれども、職員の意識という面におきまして、やはり生活の基本であります給料に関して、もっと独自性を持たせたらというつもりでお聞きしたわけでございます。町長さんもこの先も人事院の勧告に従つていかれるということでございますから、当然議会の方に提出されましても、それに反論するようなことは恐らくないわけだろうと思ひますけれども、それはそれで職員の皆さんが納得できるような形の中で、勧告に準じていただきたいと思ひます。

次もちよつと関連する質問でございますけれども、職員の評価

制度について伺いたいと思ひます。

毎年勤務成績の評定をされ、給料及び期末勤勉手当に反映する査定昇級に改められたわけでございます。これは勤務評価と態度に基づく人事評価をあわせて判定されるのですが、実質的にはどの程度給料に差が出てくるのか。職員の志気の向上につながつておるのか、査定昇級を取り入れられてからの変化を伺いたいと思ひます。これは職員の变化ですね。

当町の職員給与の公表では、二十年一月一日の昇級では一般行政職六十四人のうち、上位区分の五から八号給が十二名、標準区分の三号給が五十二名、下位区分はゼロとなっております。

勤勉手当は、十九年度から態度についての絶対評価の実施というところで、五段階の総合評価で決定をされております。

平成十九年六月においては、上位区分が百分の七八・五という数字になっておりますけれども、六十四名中十九名、標準区分、百分の七一が四十五名、下位区分はゼロとなっております。

十二月では上位区分が十七名、標準区分が四十七名、下位区分はゼロとなっております。しかし、この号給の差は、お聞きしますと実質二号給ということでありますから、その給位によっては、その差額は月額で数百円程度にしかありません。勤勉手当では二から三万円程度の差が出ている階層もあります。職員の志気の向上と能力主義のために導入された評価制度としては、効果があまりないのではないかとおもうところですが、見解を伺いたいと思ひます。

一、総務課長 それでは、議員の御質問の勤務評価及び人事評価についての答えを始めたと思ひます。

これにつきましては、平成十七年度に公務員の人事給与制度が大幅に見直されまして、能力に応じた給与支給のための制度とし

て、勤務成績及び人事評価の制度が導入され、北方町では平成十九年一月の昇給時から評価が反映されているところでございます。

その内容につきましては、先ほど議員からもございましたとおり、平成二十年一月の昇給人事では、上位区分十二名で一八・七五％、標準区分が五十二名で一・二五％、下位区分はゼロでございます。実績をホームページで公開しております近隣の市町と比較をしてみますと、岐阜市におきましては、一般行政職千二百三十九名のうち、上位が二百八十四名、二二・九％、標準が九百八名、七三・三％、下位区分が四十七名、三・八％と。また、羽島市においては、二百二十九名中上位区分が四十二名、一八・三四％、標準区分が百六十八名、七三・三六％、下位区分が十九名八・三％となっており、多少の差はございますものの、北方町とほぼ同じような状況になっておるかと思えます。

また、期末・勤勉手当に反映されます勤務評価は、平成十九年十二月期で上位十七名、二六・五六％、標準が四十七名、七三・四四％。これを先ほどと同様に比較してみますと、岐阜市の六月期、これは一般職の勤務評定未実施のため、管理職だけの数字となりますが、管理職三百五十六名中上位が九十四名、二六・四％、標準が二百六十二名、七三・六％、下位がゼロと。羽島市が平成十九年十二月期では、二百三十六名中上位八十二名、三四・七五％、標準が百三十九名、五八・九％、下位が十五名、六・三六％となっておりまして、本町は数字的には岐阜市と近似した内容となっております。

本制度の導入によりまして、今まで特別の事情以外には考慮されづらかった職員個々の能力が給与等に反映されることとなります。以前におきましては、定期昇給においても、特別の事情がなければ一律に昇給されましたし、六月、十二月に支給される期

末・勤勉手当も、同じ年齢であれば同額を支給されておりました。この制度が導入されてからは、一月の定期昇給時には年間の勤務評価により上位者が五つ、標準者は三つと、ポイントの差がつかようになりました。これを月額平均に直しますと、階層によっては違いますが、私の試算ではおおむね千八百円程度の支給額の差がつかようになりました。

六月、十二月の勤勉手当につきましても、これは二回あるわけでございますから、年額で四万円程度の差額が発生することとなり、実際に結果としてあらわれているというのが状況です。

評価には、上位区分で全体のどれだけというように範囲の縛りがありますので、すべての職員がこれに当てはめられるというわけではございません。少なからずとも、この枠に入るために職員が一層職務に励み、一方で実績に応じた適正な評価をすべく制度を運用していかねければならないと感じております。

何分始まったばかりの制度でございますので、まだまだこの効果についてははかりかねる部分もあるわけですが、実際に評価に差がついているわけでございますので、職員の意欲向上策としては一定の効果があるのではないかと考えております。今後もこの制度の適正管理につきまして、注意を払ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

一、七番 戸部哲哉君 上位区分が給料で一八％程度、勤勉手当で二五％程度の枠の中に入れるように職員が頑張ることだというようなお話で、千八百円ですか、課長の試算では。ポーンナスの方では四万円ぐらいの差がついておると。このシステムの導入も人事院の方からなんですけど、そのモデルケースですと、給料が全然違うんで参考になるかどうかわかりませんが、三十五歳の本省の課長補佐で、今の評価制度の評価表優秀者と標準の差が八十八万円

ぐらいの試算をしているんですね。これは年間給与の差として。そして、例えばうちの役場でもそうなんですけれども、新卒で入られて、それが定年六十歳までいくとかなりの差がつくというのが、同期入省における国家公務員の試算では、同じ同一条件で入省されて、定年までに国家公務員では五百三十万円の退職するときの給料の差がついているというシステムが今回導入されたこの評価制度なんです。国が示す。今お聞きしますと、なるほど評価によって毎月の給料に差がついてくるわけなんですけれども、こちら辺で一つお伺いしておきたいのは、例えば上位にずっと入っていく人と、それから今標準でずっと抑えられていく人、これが十年もし続いていくと、この差というのは当然こういう角度になっっていくんですから、ついてくるとは思うんですけども、現実的にはそのたびに評価をされる課長なり、その方がかわるわけですよ。そうすると、このときはその評価をされても、次には標準でされると。そうするとこう入れかわるで、結果的には同じように上がっていつてしまうような思いがしてならないわけなんですけれども、あくまで評価される方が上司ということですので、その上司はやっぱり常にかわっていくわけですから、その中でこの小さい、本町は百人近くですけれども、その中でやっぱりどうしても情とか、そういった加減の中で図られていくんではないかなあと思いますが、そこら辺は、評価の仕方は、要するに勤務を欠席だとか、遅刻だとかいんなことにつけていつて出されるんでしょうけれども、加減はどうなんですかね、そこら辺をちよつとお聞きしたいと思えます。

一、総務課長 私も町の職員でございますので、大変答えにくい部分ではございますが、できるだけ議員がおっしゃったようなケースにならないようにと。最終的には、実を言うと任命権者は上司で

ございます。町長、それから教育長、それから今の段階では私、あと参事二名おります。この六名で最終調整を今行っておるところです。できるだけいろんな方の目で評価をするというようにやっておるわけでございますが、大変言いにくいことでございますが、やはり人にはそれぞれ能力がございます。どうしても能力的にいけば、いい評価の人は必ずいい評価になっちゃうんです。そういう部分もありますが、ただ生活費でございます。やはりその中で、一生懸命自分のできる範囲で業務を遂行している職員については、それなりに評価しないかんという形も考えられますので、一概に能力だけの評価じゃなくて、そういう部分も含めまして、仲間意識も半分入ってしまうんですが、できるだけ差がないように評価をしておるつもりでございますので、このぐらいの答弁で勘弁していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

一、七番 戸部哲哉君 ありがとうございます。

やはり働く意欲というのは、はね返ってくるもの、すなわち僕は給料だと思えますので、特に頑張っておられる職員の皆さんの評価をきちつとしていただいて、頑張っている人にはたくさん給料がもらえるような方向でお願いしたいなと思えます。いわゆる標準は保たれておられるわけですから、絶対的な標準というのはございますので、そのようにお願いをしたいと思えます。

最後になりました。関連しますけれども、次、俸給位の構造についてお尋ねしたいと思います。

国は年功的に上昇する給与を抑制することと、職務給の徹底、成績主義の推進から、平成十八年度からそれまでの十二級制を十級制に構造改革をいたしました。このことに伴い、国とのバランスから県や市町村の職務級の改定が勧告され、当町においても平

成十八年から、それまでの八級制から一級、二級と四級、五級を統合して六級制に改められました。このことはさておき、役職給の基本的な考え方を伺いたいと思います。

一 地方公務員法第二十三条五項では、職階制について次のように既定されています。同一の内容の雇用条件を有する同一の職級に属する職については、同一の資格要件を必要とするともに、当該職についている者に対しては、同一の幅の給料が支給されるように職員の職の分類がなされなければならない。また、二十四条一項に、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとしております。

当町の俸給構造では一級に主事、二級に主任、三級に係長と主査、四級に課長補佐と主任主査、五級では六級に掲げられていない課長、主幹、会計室長、六級が参事、教育次長、総務課長、税務課長、住民保険課長、上下水道課長、議会事務局長の職務となっており、役職が多くあるため、三、四、五、六級では複数の順位が示されています。

私は、本来の給与体系は一つの職務級に対して一職位が原則で、またそうであることが望ましいと思っております。すなわち、管理職ポストの都合で、昇格させたいがあきがない。救済的な措置として階級がまたがることはやむを得ないかもしれませんが、必要以上にポストが設けられていることは、職務における責任の所在が不明確になるのではないかと思います。職階制を取り入れている民間企業では、昇格して級位が移ることは当然なことであります。年功序列の域が出ていないと思うわけでもありませんが、当町の職階制について、御見解を伺いたいと思います。

一、総務課長 それでは、先ほどに引き続きまして、大変答弁しにくい質問でございますが、職責に応じた給与体系についての御質問

ですが、これは給与条例第三条第三項に、職員の職務はその複雑困難及び責任に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、昇給、昇格等に関する規則第三条により別表に定められておるところでございます。議員の質問のとおり、北方町におきましては、三級には係長、主査の職務、四級には課長補佐、それから主任主査の職務、五級には課長、主幹、会計室長、議会事務局長、六級には参事、次長、それから総務課長、税務課長、都市環境農政課長の職務にあるものと定めております。

特に懸念されておられます四級の主任主査の職務と、五級に格付しております主幹の職務については、本来なら、当然課長補佐や課長という職責をこなす能力がありますのに、私どもの行政組織の中には相当なポストが見当たらないため、定められた職務であると考えております。この状況は、現在の町職員の採用状況により、職員の年齢ピラミッドの形態が崩れまして、現行五十歳以上の職員が占める割合が現在約四二%と非常に高い状況であり、今後は、毎年退職者が入れかわる状況になれば、議員の指摘どおり、職責に合わせスリムになっていかざるを得ないのではないかと考えております。よろしく願います。

一、七番 戸部哲哉君 お答えいただきましたとおり、時間はかかるうかとは思いますが、そういう形をこの先とられるような方向で、この役職については進めていただけたらなあと思います。また、今お話にもございました五十歳以上が多いということで、管理職ポストも異常に多いんではないかなあと、約半分近くが係長以上というようなことで、こちら辺も順次、是正をされていかれることであるとは思いますが、そこら辺も含めた中で、ぜひ改革をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

一、議長 それでは、暫時休憩をいたします。

午後二時三十六分 休憩

午後二時四十三分 再開

一、議長 再開をいたします。

次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 議長のお許しをいただきましたので、これより質問させていただきます。

まず一つ目には、平成十二年に導入されました介護保険制度も十年となりまして、第四期介護保険事業計画がスタートしております。介護予防の推進と多様な介護サービスの基盤整備、介護予防事業を積極的に推進及び地域における生きがいづくり、社会参加に向けての支援を図るなど、推進されております。北方町でも高齢化が進み、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加して、さまざまなトラブル等もあり、相談も多くある状況と思えます。ますます元気で生き抜いていただく支援が必要となつてまいります。

特に認知症では、なかなか理解するまでが難しく、私の場合でございしますが、地域包括支援センターに相談に行くというよりも愚痴を言ってきたような最初でございました。しかし、気長に話を聞いていただいたり、アドバイスを受けていくうちに、認知症を理解できるまでにさせていただけになるようになりました。そして、抵抗があった施設の通所サービスも利用し、介護保険制度のありがたさを感じている一人でございます。

さて、北方町は、保健センター内に地域包括支援センターがあります。育児相談、健康相談、そして精神的な相談、介護相談等、多くの人たちが電話やセンターに直接相談に参ります。特に初め

て相談に電話をかけましたときには、地域包括支援センターにかけたのに、電話の方では「はい、保健センターです」と答えられると、一瞬戸惑います。私も相談を多く受けているんですが、包括支援センターの電話番号を教える場合、保健センターの電話番号なんだけども、地域包括支援センターの方を呼び出してと教えます。これだけのことなんです。利用者にとってはストレートに理解ができないこともあるようです。利用者の利便性を考えて、電話の新設をお願いしたいというふうに思っております。

また、相談者の内容を考えると、保健センター内に相談する場所が今のところ見当たらず、精神的不安の相談、そして介護者相談等、多くなっている現状ですが、どうか相談場所の確保も考えていかななくてはなりません。電話番号も含めまして、今後のお考えをまずお聞かせいただければと思います。

一、福祉健康課長 御要望の件でございますけれども、現在保健センターには、平成十八年度より地域包括支援センターが入っております。ところが、従来からの保健師六名に加えまして、現在、包括支援センター職員七名が入ることとなり、事務室が大変手狭で、日ごろの執務に支障を来す状況となっております。そこで、現在使用することがなくなっている西隣の総合体育館の楽屋棟、こちらの方に必要な改修を新年度予算に盛り込むこととし、工事が終わり次第、移転を計画したいと考えております。よって、新しい包括支援センターの場所、電話番号等は、新たに住民の皆様にお知らせをさせていただきますので、御理解をお願いいたします。以上です。

一、五番 福井裕子君 簡単に解決したようなふうに思いますが、これまで包括支援センターに電話の新設がなかったのは、どういう理由があったんでしょうか。私自身も保健師さんが出て、包括支



援センターの方を呼び出したりといった、ごちゃごちゃした最初の扱いになっていたので、この二年間、何か苦情とか、そういった不便さとかいった声はなかったんでしょうか。

一、福祉健康課長 包括支援センターが保健センターの方に入る折には、電話一本を持って入ったわけでございます。なぜ一本の電話番号を皆様の方にということですかけれども、これにつきましては、この幾つもの電話番号じゃなくて、今まで保健センターの方で周知しています代表の電話番号、こちらの方で、一つの事務室の中です、みんなでとるのが使い回しがいいのかなあというふうに当初考えて、これまで御面倒をおかけしていたというようなことは、こちらの方も理解が足りなかったと思いますので、そういうふうでよろしくお願ひします。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。じゃあ、今度楽屋の方で新たに場所を設けられるというお話を今お聞きしたんですけど、先ほど少し触れましたんですが、やはり介護にしても、健康的な部分にしても、相談室というか、なるべくプライバシーを守っていたほうがいいなコーナーがやはり必要になってくるんじゃないかなあと思います。実際、保健センターでは、若干ロビーの辺のいすを使いながらやっていたもんですから、そういったことも今後検討されますでしょうか、プライバシーに関して。

一、福祉健康課長 今度はその楽屋棟の畳の入っています大きい方の改修になりますので、スペース的には十分とれるというふうに考えております。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。じゃあ、よりよいプライバシーを守られる地域包括支援センターを、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き二番目でよろしいでしょうか。

じゃあ、二つ目の質問をさせていただきます。

二〇一三年以降の地球温暖化対策を話し合う国連気候変動枠組条約第十五回締約国会議COP15がデンマークで開催されました。十八日にはオバマ大統領や温家宝中国首相ら約百人が出席して、CO<sub>2</sub>削減について検討が行われ、地球を守るため各国が集う意義は、大きく国レベルでの温暖化防止に加え、個人レベルでの意識改革にも注目されております。国の決断を待つだけではなく、北方町も、個人も、積極的に温暖化対策を行うことが肝要であると思います。

世界気象機関WMOの分析によりますと、二〇〇〇年から二〇〇九年の十年間の世界の平均気温は、一九六一年から一九九〇年の平均気温に比べて〇・四度高いという結果が出ております。このまま温暖化が歯どめなく進めば、先進国、途上国、新興国のいかにかわらず、大きな問題となることは避けられなく、気温や降水量の変動が農漁業に深刻な影響をもたらしていることは、だれもが既に感じていることです。どうかささやかな行動が環境改善にと思ふ毎日です。

そこで、安心・安全なまちづくりとして、北方町は街灯、防犯灯の充実な整備が今なされていると考えておりますが、人に聞きますと、夜、金華山より真下を見おろすと、北方町は明るいと思ふ。しかし、私によく相談される中で、道が暗い、街灯をつけてほしいとの相談が多くあります。また、電気がつきっ放し、切れていくといったように、皆さんに気にかけていただいております。町民の皆様の生活と安全を守るための防犯灯、街灯の維持管理、特に電気料は多くかかり、要望があっても即座に対応できないところもあると思ひます。しかし、初めに申し上げました環境のこ

とを考えますと、街灯、また公共施設での蛍光灯も含め、今後、LED（発光ダイオード）の対応を考えておられますか。お考えはどうでしょうか。商品価格は高いのですが、大幅な電気代の削減、そして長寿命で交換費用の削減、また発熱量の少なさ、商品の日やけ防止、そして防汚虫性にすぐれ、水銀など有害物質を一切使用していないため、環境に優しい照明と言われております。心配なのは、既存の電柱にLEDがつけられるかが心配ではあります。今後、北方町では長期的な展望に立ってLEDにかえていかれる、環境をリードする町としていかれるお考えはありますか。お尋ねいたします。

一、総務課長 それでは、簡単に私どもの考えを述べさせていただきます。

今、議員、LEDについて逐次解説をしていただきました。よって、現在、北方町内の防犯灯は約千六百基程度設置されております。電気料金は一基当たりで平均、これは定額ですので、月額七百五十円程度となっております。年額で総額約一千四十万円という結果になっております。これを仮にLEDに交換いたします。現在の水銀灯百ワット、一基当たりの新設工事費は一万六千円程度かかるわけでありますが、同等の明るさを確保いたしますLEDの二十九ワットのもので、既設の取り外し費用を含めて一基当たり、今のところ十万円程度必要と試算しております。仮に全町LEDに交換した場合、一億一千万円程度の経費が必要となつてまいります。

一方、確かに使用料については、大変LEDは安くございます。月額で先ほど一基当たり七百五十円と言いましたのが三百五十円程度になる見込みです。総額で月額四十万、年額で約五百万程度の電気代が節約されるわけですが、やはり交換費用が多

額になります。一度に取りかえるということは大変難しいと思われれます。

地球温暖化、環境問題、これは当然行政も積極的に推進しなければならぬ施策でございますが、これもやはり市場価格がございます。今後、LEDが相当数市場に出回れば、価格も安くなる可能性もございます。動向を見ながら、機器の更新、新設時には予算の範囲内におきまして実施していくことも考えていきたいと思っております。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。私もにわかにも勉強して、今回挑んだわけなんですけれど、五年ぐらいで元が取れるよというような民間の話でありまして、我が家もやつと二つつけたところがございます。どれほど節約ができていくか、私自身も勉強しながらやっていきたいと思えます。また新設の場合等、何とか取り入れられていかれますような方向で、よろしくお願いいたします。以上で終わります。ありがとうございます。

一、議長 次に、中村広一君。

一、四番 中村広一君 議長のお許しをいただきましたので、私は三点の質問をさせていただきます。

最初に、エイズについての質問をさせていただきます。

先日、十二月九日水曜日の中日新聞の岐阜版に「エイズから子供を守れ、本巢の飲食店に自販機」という記事に私の名前が掲載されました。私は「アツパレ（味噌れ）」という岐阜第一高校の前にあるすし屋さんにNPO法人エイズ予防対策協議会「あ・うん」の会の江崎理事長と会い、そこで店主に声をかけたところ、趣旨に理解・賛同をいただき、店の入り口及び看板のあるところ二カ所に設置していただきました。新聞に私の名前が載りましたので、その記事を見られた方からは「大事なことなので頑張つて

ください」と多くのメッセージをいただきました。けれど、賛否は両論です。日本人は臭い物にはふたをしるとばかり、あまりかわりたくない課題なのに、江崎理事長率いるエイズ予防対策協議会「あ・うん」の会は、十三年も活動し、テレビ、ラジオ、新聞で、全国版で大活躍をされている姿に感動いたしました。

エイズの世界の状況は、二〇〇五年には全世界で約三百万人の方がエイズによって命を落とし、約四百九十万人が新たにHIVに感染したと推計されております。その結果、世界じゅうでエイズとともに生きる人々の数は、二〇〇五年末で四千三十万人に上っております。

日本では、毎年HIV感染者、エイズ患者がふえ続けております。二〇〇四年の一年間で新たにHIVに感染したとわかった人数は千六百五件と初めて千件を超え、平均すると二〇〇四年に既に一日三件以上という数になります。二〇〇五年四月には、HIV患者、エイズ患者の累積報告数が一万人を超えました。そのほとんどが性的接触による感染です。エイズの岐阜県の状況は、平成二〇年末でHIVに感染した人は六十三名、エイズになった方は五十四名、合計百十七名が岐阜県庁で現在つかんでいる数字であります。実際にはもっと多くの方が感染されているものだと思います。

今、新型インフルエンザが怖いとマスコミでは騒がれておりますが、インフルエンザにはタミフルがあります。エイズを治す薬は現在のところありません。エイズに対する町長のお考えをお聞きいたします。

次に、公共施設の駐車場についてお尋ねいたします。

北方町においては、昭和三十六年に町全域を岐阜都市計画区域に参画し、土地区画整理事業を中心とした都市計画道路の整備を

進めてこられました。これによりまして、沿道には商業用施設や店舗の進出が目覚ましく、また区画整理事業によります住宅建築が増加し、昭和五十五年の国勢調査の人口は一万三千六百六十五人であったのが、平成二十一年九月一日現在、一万八千五百三人とわずか五・一七平方キロの行政面積の中に五千三百三十八人の人口増加が得られる県下一人口密度の高い町として発展してきました。これは当然、名古屋や岐阜市、大垣市に近いという地の利もあります。何よりも北方町が町民のことを中心に考え、生活環境の向上に努められ、この近隣市町に先駆け、教育・体育施設の整備や福祉施設の整備、とりわけ公共下水道、リサイクルセンターなど、環境対策に力を注いでこられた結果だと考えております。

しかしながら、町民が日ごろ利用するために整備されました高屋地域にあります条理公園、勤労青少年ホーム、芝原地域にあります宮東公園、働く婦人の家、高齢者ふれあい健康センター、柱本地区にあります中央公園、総合体育館、北方中心地域にあります庁舎、公民館、図書館、生涯学習センターなど、それぞれ利用者のために整備されました駐車場の利用状況が大変悪化しているように思われます。施設の駐車場は利用者のための駐車場です。駐車場近くの個人の人の駐車場ではありません。とりわけ北方中央公園の駐車場の利用状況はひどく、先ほど中央公園の駐車場を見てきました。名古屋ナンバーが三台、三重ナンバーが一台、岐阜ナンバーが八台、駐車場の半分が既に埋まっております。グラウンドや公園を利用されていないのに、絶えず車が放置してあります。日曜日など、野球やサッカーなどでグラウンドを利用される方が駐車できなくて、周辺の道路にとめられ、交通安全上、大変危険です。

最近の経済状況によりまして、駐車場を借りるお金がないとか

考えてみますが、とにかく町民のモラルの低下によるものだと思いますが、駐車場の適正な管理はどのようにされているのか、また不法車両の排除はどのようにされているのか、総務課長にお尋ねいたします。

次に、来年四月から始まります南小学校の学童保育についてお尋ねいたします。

私は、先週の水曜日に南小学校の学童保育の教室をのぞき、来年四月から行われます体育館の二階の場所を見せてもらってきました。実にうまく学童保育のために用意されてあるかのようなスペースがありました。補助金もつき、すばらしい学童保育ができるものと思います。

そこでお尋ねします。ハード面は大丈夫と思いますが、ソフト面はいかがでしょうか。人数によって専属の先生を配置されることと思いますが、人員の配置はどのようにお考えでしょうか。その場所は二階にありますので、階段があります。細心の注意を払われているものか、よいことをやっても、事故が起きればそのことについてのみ問われます。安全面について教育長にお尋ねし、一回目の質問とさせていただきます。

一、町長 過ぐる十二月十日でございましたか、中村議員には、NPO法人のエイズ予防対策協議会「あ・うん」の理事長である江崎久美子様と面談の機会をおつくりくださいまして、ありがとうございます。エイズに対する知識というものを大変私自身が広げることができたと喜んでおるところでございます。

申し上げるまでもなく、エイズの撲滅運動というものは、今お話ございましたように大勢の患者を抱えておるわけでございますし、最終的には命を落とす恐ろしい病気であるわけでございませぬから、その恐ろしい病気の被害から子供たちを守ろうという運

動をさせていただいておることには、大変敬意を表する次第でございます。以上の答弁でよろしいでしょうか。

一、四番 中村広一君 現在、一日に四・三人の方がエイズ患者でふえつつあります。きのうの東海テレビの朝九時五十分から一時間半、「ピーかんテレビ」というテレビ番組で、愛知県が二番目にエイズが多いとやっております。岐阜県は十一位で、テレビには出ませんでした。非常に多い県です。エイズの予防ということにつきまして、町長、いま一度、道徳だけでいいものか、その辺をちよつとお尋ねしたいと思います。

一、町長 そのところが難しいところですけれども、この江崎さんが理事長を務めていらつしやるNPO法人の運動の進め方について、私なりに判断をいたしますと、この人たちの運動が、今議員がおつしやつたように、大勢の青少年がエイズに感染しておる。その大半が性行為に起因するものである。それを予防するためには、避妊行為といえますか、簡単に言いますとコンドームの利用を勧め、エイズ感染が広がらないようにすることに運動の重きを置いていらつしやるやに、この間のお話ではお聞きしたわけでございます。

方法論としては、そういう方法もあるかもしれませんが、私はちよつと考えさせられますのは、そういうことによつて、仮に各地・各場所にコンドームの自動販売機を設置しても、それはどういふ効果を生むかと。あるいはエイズは防げるかもしれませんが、それでも、人間としての道徳心にその物差しを当てたときに、そういうことを奨励する行為に結果的になりはしないかと。このことを大変率直に憂慮、心配をしてお聞きをしたところでございませぬ。

今、議員も道徳という言葉を口になさいましたけれども、簡単

に言いますと、今日ほど日本人の道徳的退廃というものは、憂慮する事態になつておるときはないというふうに思つております。こういうときだからこそ、私はかねて申し上げておりますように、人間としてしなければならぬことと、してはならないことの分別というものをしっかりと身につける必要があるのではないかと。

こういうふうに考えますと、いつかお話をしましたように、哲学者の梅原猛先生は、その著書の中で「人間になぜ道徳が必要か」ということで、先生は、人間は性欲、所有欲、名誉欲、征服欲——これは権力欲でもあるわけですが——という煩惱といいますか、欲望が非常にどの動物よりも強い。したがつて、それをそのままほうっておくと、底知れぬ恥知らずになると。ゆえに、道徳というものは大変必要なだということを、先生は仏教的道徳を重要視される先生でございますから、そういうようなことをおっしゃつておるのを讀んだことがございます。

まさに私も同感でございますして、やつぱり人間として生きていくために、わきまえなければならぬ重要なものがあると。仏教でいいますと、「十善戒」の三つ目に「邪淫」という言葉が出てきます。十善戒では「不邪淫」と言いますが、邪淫をしてはいけないということなんですが、その愛情のない性交渉をしては道徳に反するということが言われておるわけでございますして、そういうことからいたしますと、若い人たちが本能の赴くままに性欲を満たす行為というものは、私は決して褒められた行為ではないと。道徳的な見地から言うと、極めて不道徳な行為である。むしろそちらの方を戒める。そういう行為はやめましょうという教育をするべきであつて、結果的にエイズにさえならなければ人間はそういう淫行をしてもいいという解釈に、若い人たちが陥るといふことの方が憂慮されるべきことではないかと。

エイズの撲滅運動には大賛成でございますし、私のようなものでも、お手伝いができることがありますらお手伝いをしたいと思ひますけれども、その方法は、実は江崎さんと私とではちよつと考え方が違うのではないかとこのことを、この間一緒にお話をさせていただきまして痛感をしたところでございます。

方法としてやるべきことは、コンドームを使つてエイズの感染を防ぐという方法よりも、子供たちにその摂理を説いて、不浄なセックスはしてはいけませんよと。相手の人格を尊重する上からも、そしてまた人の命の大切さからも、しっかりとそういうことを子供たちに教えて、そういうみだらな行為をしないことをまず戒めるべきが、本来私どもが果たす役割ではないかというふうに強く思つたところでございます。

御意見が違ふかもしれませんが、そういう気持ちでせんだつてのお話をお伺いさせていただきました。

一、四番 中村広一君 一つ、その時点で、私は講演を無料でやりますよと、学生に対して講演会を無料でやりますよということを言われているんですけど、そのときに、町長は何らかの形でそういうことを取り入れるよということをおっしゃいましたので、ぜひそのことをやっていただければと思います。

一、町長 そのときのお話はちよつと誤解があるといけません、方法論として、そういう運動よりも、エイズ撲滅のキャンペーンを張るとか、あるいは子供たちに講演をするとか、そういうことをすることの方が運動としては正しいんではありませんかということとを申し上げます。もし中学校、北方でいうと中学校しかないかもしれませんが、中学生なんかにそういうことが必要なら、そういう講演をNPOの法人の方でぜひということであれば、また教育委員会と相談をして、北方の中学校の子供たちにエイズの恐ろしさを

説くような、そのときにも、くれぐれもセックスはしてもいいけれども、コンドームをはめてやりなさいよというような講演ではない講演をしていただきたいと思っておるところでございます。一、教育長 エイズの問題は何か教育の方へ振られるような気がしておりますけど、またそれについて私の持論がございますので、別の機会にお話をさせていただきます。

懸案でありました学童保育についてでございますが、議会の御理解も得まして、来年度四月より、新しい施設で開設する運びとなります。

御質問の意図は、南小学校における指導員の配置についてということでありますけれども、現時点では県の基準に基づきまして、要員を配置しようというふうに考えております。県の基準はどうなっておるかとお申し込みすると、一教室の定員が二十名以内の場合には、一名の要員を配置しなさい。それから二十名を超える場合、最大三十五までになっておりますけれども、北方町では三十で運用しようと思っておりますが、二十名を超えて三十名までの場合には、複数配置ということで、二名を配置しようというふうに考えております。

南小学校の定員は、今回大幅に増員いたしましたので、定員を五十としております。単純計算をいたしますと、三十人学級が一つ、二十人学級が一つできますから、三十人学級の場合には要員二名、そして二十人学級の場合には定員一名でございますから、合計三名を配置しようというふうに考えております。これはまだ計画の段階でございます。

それから安全面につきましては、子供たちは日常生活、つまり学校の日常生活の中では、校内の過ごし方ということで、校内はどのように過ごしたらいいかということを学習してきております。

当然体育館の二階という新しい場所に設けるわけでございますから、校内あるいは部屋での過ごし方については十分指導をしてまいりたいと思っておりますし、三名の要員で、これは一部屋に三名ということになりますから、目の届くような指導に心がけてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上です。

一、総務課長 それでは、駐車場の車両の件につきまして、答弁をさせていただきます。

町内には数多く施設のための駐車場がございます。駐車スペースの割に不法駐車率の高いのは、やはり議員が申されましたとおり、中央公園の西側に整備しました駐車場でございます。常日ごろより我々も大変これは気にしておりますので、職員に申しまして、注意と撤去する旨のチラシをフロントに張って、たびたび呼びかけはしているところでございますが、劇的な改善になったとは言えない状況です。

一つ言いわけを申しますと、以前ですと車両番号から持ち主を調べて直接指導する方法がとれたのですが、個人情報保護法の施行以降、車の登録情報の管理・運用が見直されたことにより、番号照会をかけることが容易でなくなりました。また、費用面でも大きい負担が発生して、現在では見送らざるを得ない状況です。

地元警察にも逐次相談をしておりますが、町有施設での事案であるため、民事不介入の原則から、番号照会や追跡指導も助言はいただけないと、効果的な打開策が見出せておりません。

こういった問題は、やはり個人のモラルの低下に根差すものであり、その良心に訴えるほかないのではないかと思います。辛抱強く継続的に利用マナーを呼びかけ、また、パトロールを強化し、悪質な事例については法的措置も検討してまいりたいと考えてお

ります。

このような状況が続けば、特に中央公園グラウンドの駐車場につきましても、施設してグラウンドの使用簿に施設用のかぎをつけて、使用者に管理していただくことも考えたんですが、何せ中央公園のグラウンドの東側に子供遊園がございます。子供遊園は不特定でございます。ちよつとそのあたりもございまして、慎重に検討させていただきます。

一、四番 中村広一君 それでは最後に、学童保育については万全を期していただき、事故の起こらないようくれぐれもお願ひいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

一、議長 次に、立川良一君。

一、六番 立川良一君 それでは議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初にお断りしておきますけれども、通告の一番最初は、先ほど戸部議員が質問をいたしましたし、大体理解ができますので、取り下げたいと思います。

今、一番関心を集める国民健康保険税についてお尋ねをしたいと思ひます。

国民健康保険税が大変高いという声をよく耳にいたしますけれども、この国民健康保険というのは、社会保険とか共済保険とともに、必ず加入しなければならぬ保険制度であります。資産や所得の多い人が少ない人を補うように調定されておりますし、弱者救済の措置がとられております。医療費等の費用は、国・県・町で五割、被保険者が五割に案分され、自己負担金として被保険者に賦課され、運営されているものであります。

高齢社会が進み、医療の進歩と相まって、国保税が大変高くな

りました。平成二十年度は十万三千六百四十六円になっており、県下でも大変高い保険税になっております。被保険者が使う医療費を被保険者が負担していく、いわば受益者負担でありますので、仕方がない部分が大変多いんじゃないかと今まで認めてまいりました。その高くなる原因として、診察を受ける環境の良好さとか、被保険者の節約意識の希薄さ、現況意識の欠落と、いろいろ分析はされても、医療費がますますかさみまして、平成二十年度の決算で一億七千八十六万五千円の基金が、現在一億円余りに減つてきております。来年度の予算編成で国保税が上がるということは、間違いない状況であると思っております。北方町が国保が高い、国保が高いという声がひとり歩きをするというか、どう町民の理解を得て実行していくかということ、大変難しいところではないかと思っております。

町の高齢化が進みまして、高齢化率が一七・八ということで、前期高齢者六十五歳から七十五歳未満の医療費に占める割合が四七％になります。しかも、この方々はお年寄りになりますので、無職とか、あるいは所得が大変少ない方が多くて、一般の方々の税負担となつてのしかかってくるわけでありまして。

かつて国保の対象者が全世帯の三分の一という状況の中で、一般会計からの繰り入れは難しいと、私もそんなふう判断をしておりました。今後ますます高齢者がふえること、そして国保の対象世帯が現在は四四％を占めるといふ二千八百六十八世帯ですか、一番の問題が、収納率がますます悪くなるということでありまして、二年前に納付を八回分割から九回分割にしたんですけれども、平成十五年に九〇・七二％、収納率ですね。以後八九％台で推移をしてきたんですけれども、その収納率が平成十九年の八九・八％から、納付の負担を軽減するというところで九回になったんです

れども、ところが平成二十年度に一举に八七・四％に下がったわけであります。今定例会の条例改正、議案第五十六号で十回分割ということになりますけれども、またこれの収納率が下がるんじゃないかという心配をしております。なぜなのでしょうね。

意識の問題もあると思いますけれども、現実には経済が大変厳しくなってきたておるのではないか。この収納率というのは、当然調整交付金の削減とも関連してまいりますので、ぜひ収納率の向上の努力というのは続けていただきたいと思うわけであります。町民税が九六・六％、固定資産税が九七・七％という収納率の中で、八七・四というのは大変気にかかるわけであります。

来年度の国保の会計を考えると、増税というのが間違いない現実味を帯びてまいります。かつて国保税の引き上げを阻止する方法として、医療費の無駄遣いをしない、保険税が高くなることによる負担がふえるのは、他会計の繰り入れをして財政的に支援をする。基金を取り崩して国保会計の運営を助けるなど、いろいろ論ぜられたことがありますけれども、来年度の予算編成に当たって、国民健康保険税というのを値上げせざるを得ないというこの現実を、どう町民の理解を得るために、いろいろいつも医療費を使わないように啓蒙・啓発を言うことは言うんですけども、医療費はどんどん上がる、収納率は県下でビリ。私は国保税が高いというよりも、収納率が悪いという意識というんですか、被保険者の。だから、先ほど申し上げましたように、国保の被保険者というのは四四％ですか、かなりふえてきておりますし、収納率のひどさもあって、一般会計からの繰り入れというのは来年度か再来年度になるかわかりませんが、これも当然視野に入れていかなきゃいかんんじゃないかと。高齢者が大変ふえてきて、まだまだふえ続けますので、そんなことも考えております。基金を

取り崩すといつて、基金は最低だと私は認識をしております。一億七千万でスタートして、もう今年度取り崩すとして、一億ちょっとという。来年度スタートしたときに、もうこれ以上取り崩す予算というのはないんじゃないかなあとというふうに思っています。ついでに、国保そのものをもう一回、しっかりと予算編成期に取り組んでいただくと。応能割、応益割という中身ですか、この間、安藤議員でしたか、固定資産税の二重という、その辺も一遍見直していただいて、不公平感というのをなくしていただきたいなあと思っています。

いろんな課題がありますけれども、今、担当課長として、どんなふうにお考えになつて、どう取り組んでいかれるか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

一、住民保険課長 立川議員の、国保が行き詰まるのが予想される。増税は町民の理解が得られないのではないかと、抜本的な対策を講じる必要があるのではないかと、この質問についてでございますが、正直、収納率が一気に下がった一つの原因は、後期高齢者、優良納税者である七十五歳以上が後期高齢の方へ行ったことも、私の方の試算では一・五八％ほどあると思います。それ以外にも、原因は景気が悪くなったとか、いろいろあると思いますが、現在の状況をちょっと述べさせていただきます。

高齢化の進行、高度医療技術の進歩などにより、老人医療費を中心に医療費は年々増大する一方であり、我が町の六十五歳から七十五歳、先ほど議員が言われましたように、前期高齢者の医療費に占める割合は四六・四七％示しています。また、長引く経済の低迷により、所得の減少する方や、失業する方がふえるなど、保険税収入も減税しており、国保財政は一層厳しい財政状況になつており、今回の十二月議会でお認めいただく補正予算後の基金



残高は、一億一千八百万円であります。今後も医療費の増加が見込まれることから、来年度は大幅な税率アップは避けられない状況でございます。

この大幅な税率アップにつきましては、立川議員が言われるように、町民の理解が得られないと考えております。まずそのためには、ある基金はすべて投入しということで、税率アップを最低限に抑えることが必要だと考えております。基金を全額投入し、税率アップを最低限とした場合でも、医療費が予想より多くなつた場合につきましては、補正財源がない状態になってしまいます。今後とも、最大限国保会計で保険税徴収などを努力いたしましても、財源が不足した場合は、やむを得ず一般会計から繰り入れることも検討しなければならぬ時期が来るかもわかりません。それでも一般会計から繰り入れることだけでは、現在の医療費が毎年六〜七%伸びておる状態と、景気低迷が長引く状態の中では、抜本的な対策にはならないと考えております。

そこで今回、政府が後期高齢者医療制度の廃止をうたい、新しい医療保険制度を検討されていますが、国保を含めた抜本的な改革を、ぜひ国の方で検討されることを願わざるを得ない状態になっているわけでありませう。

以上、国民健康保険の現状と今後の見通しについて所見を述べ、回答にさせていただきます。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

来年度の予算、国民健康保険税は増税になりますね。幾らぐらいを考えておられますか、今。

一、住民保険課長 まだ試算の段階というより、全くできていないような状態でございますが、正直、今、基金を全然使わずに予算を立てようとする、一人当たり二万円強の値上げをしなければ

算が立たない状態となっております。それに基金を投入して幾らになるかというのは、これから試算してまいりたいと思っております。税率アップはやむを得ないと考えております。

一、六番 立川良一君 二万円上げるといふことになる、十二万何がしですが、収納率がますます下がる可能性が出てきます。

一、住民保険課長 確かに税率のかけ方によって、中間層、世帯の多い方について負担がふえることも考えられます。そういったことも含めまして、慎重に検討してやっていきたいと思っております。税率を固めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

一、六番 立川良一君 医療がどんどん進歩しておりますので、高額医療がふえてまいります。だから、我々が車の強制保険はともかくとして、任意保険に入るときに、私はゴールドの免許ですけれども、ずうっと何十年かけ続けて、万が一のときに、国民健康保険税も保険ですので、万が一自分が病気になるときに助けていただく制度ですので、当然被保険者がそれを補って払っていくというのは、原則だと思ふんです。だから、もうちょっとPRというんですか、町民が意識として自分の将来に備える、たまたま病気にかからなくて亡くなる場合もありますけれども、これは保険ですので、たまたま任意保険と違って強制で全部入らなきゃいかんというところはちよつと違いますけれども、ぜひお願いをしたと思います。

それから、都市環境農政課長さんに。

ことし、町の鳥にカワセミが指定をされました。これは北方の下水の整備の結果、河川環境が大変浄化をされたあかしでもあって、大変喜ばしいことであります。しかし、指定することは簡単ですけれども、町民が河川環境浄化に関心を持って末永く見守っていくことが、より大切なことであると考えております。

町の木とか、町の花が指定されておりましたけど、それを知る町民というのは極めて少ない。ましてや、なぜそれが指定されたのかを知る人は極めて少ないという現状であります。地球環境を守る大切さが今叫ばれておりますので、北方の河川環境を守るシンボルとして、広くカワセミに関心を持っていただく必要があると思います。

過日、カワセミウオツチングが多くの町民参加の中で開催されましたけれども、残念ながらカワセミを確認した人は皆無でありました。天王川の護岸工事がどんどん進んで、小魚をえさにするカワセミが巢をつくる場所が大変少なくなってきたてきております。せっかく戻ってきたカワセミが、いつでも気楽に町民の目に触れることができるようにすることは大切なことだと思っております。

今、カワセミを生息させる場所として、唯一、百二十周年記念公園の東側の護岸に土が入ったところがあります。現在は雑草が伸びておりますけれども、そこにユキヤナギとかアベリアとかを植えて、巢をつくりやすい環境をつくってやる必要があるんじゃないのかと考えています。また、加茂公園の北側、これはまだ護岸工事が行われておりませんが、この場所が、もし将来、護岸工事が行われるということになりましたら、十分このことも配慮して行っていただきたいと思えます。河川環境を知るバロメーターとして、カワセミを大切に見守っていききたいと思っております。

それからホタルについて、ついでにカワセミのことを考えておりました、お尋ねをしたいと思うんですが、今、生涯学習センター「きらり」という場所にカワニナが飼育をされております。私たちが子供のころというのは、夏が近づくと、どこの川でもホタルが飛び交って夏の訪れを告げたものでありますけれども、水槽

の中のカワニナというのを見るにつけ、今の場所、上記の場所、小魚がいっぱいおりますけれども、カワニナを戻して、本巢市からでもホタルの幼虫をもらって、何かあの地区だけでもホタルが飛び交うように、そんなこともちよっと考えるんですけれども、担当者の御所見をお尋ねしたいと思うんですけれど。

一、参事兼都市環境農政課長　それでは、議員お尋ねの河川の環境整備、護岸でございますけど、それについての考え方でございますけど、ちよつと前段としまして、北方町の河川改修につきましては、基本的な考え方が、昭和五十一年の九月に、集中豪雨によりまして全域が水害をこうむったということを受けまして、五十三年に北方町の排水基本計画を策定しております。それが基本になりました、天王川、糸貫川の護岸も改修をするということで、現在まで安全・安心な水害のないまちづくりを進めてまいりましたのは御承知のとおりでございます。

たまたまこの河川につきましては、両河川とも岐阜県が管理をする一級河川でございますので、今お話しました基本計画に整合性を図りながら、下流域から順次整備がされておるのは、県の事業で進められておる状況でございます。その中で、天王川でございますが、水害の大きな原因は、名鉄の横断部分と国道一五七号線の横断部分があるために未改良でございましたが、この間の名鉄の廃線に伴いまして、県の方が具体的にあそこから北側の改良を進めていくということで、現在、二百五十メートルの間を県単独事業として改良を進めていただいております。それ以北につきましては、区画整理組合の事業の中であわせて改良が進められておるのが現状でございます。そういう中で、御承知のように岐阜県の財政状況が大変厳しいということで、特に現在、天王川につきましては県単事業で改良が進められておるとい

うところで、最もしわ寄せが強いような事業でございますので、これからもその改良につきましては、町としましても積極的要望活動をしていきたいということで考えておる状況でございます。

今回、先生のカワセミの生態についてでございますけど、御承知のように岐阜農林に横井先生という方がお見えになりました、学校周辺の野生動物の研究をなされております。その中でカワセミについても大変勉強されておりましたので、それについて御指導をいただいております中で、お聞きしました中では、特徴としまして、雨とか風、それから外敵であるへび、こういうものから巣を守るために、泥の直壁、こういうところに五十から一メートルぐらいの穴を掘りまして、そこに巣を設けまして、年間四から七個ぐらいの白い卵だそうなんですけれども、産みまして、二十五日ぐらいで巣離れするというのが年三回ほど繰り返すようございます。実際のカワセミの行動範囲につきましては、この巣を中心にして約五百メートルぐらいの半径の中でテリトリーとして活動しております、御承知のように小魚を主食にしておるようでございます。

そういう現状を踏まえまして、御提案の河川環境の整備については、今お話しましたように、加茂の区画整理事業の中で護岸を整備させておりますので、それが二十三年三月、国道の一五七号線の横断ボックスの改良の期限でございますけど、それをめどに現在進めておりますので、御提案のようなカワセミとかホタルが生活できるような野生動物の生活環境の保護が可能であるような護岸についての整備を、岐阜県の方に要望していきたいということ、一つは考えております。

それから、町としましては、カワセミを町の鳥に指定をした経緯で、カワセミの簡単なパンフレット等をつくりまして、北方の

カワセミの現状をパンフレットの形で町民の皆さん各世帯にお配りをしてしまして、啓蒙していくことと、ごみの不法投棄の防止、それから住民参加の清掃ボランティア活動ができるような団体の育成をあわせまして、天王川、糸貫川の両河川を中心とした河川の環境の保全について、推進・啓蒙に努めていきたいと思っております。以上でございます。

一、六番 立川良一君 河川環境の整備というんですか、天王川の加茂の公園の東側というのは、もうコンクリートの絶壁で、床もコンクリートがで、ザーツと水が流れる。そんな中に、潤いとか自然との共生というか、一級河川ですので、なかなか町単独でというのがよくわかりますけれども、ぜひ検討していただきたいと思えます。

非常に厳しい状況になっております。先ほど申しました収納率もそうですけれども、十二月五日に内閣府が男女共同参画社会に関する世論調査で、結婚しても必ずしも子供を持つ必要がないというのが過去最高四二・八％、二〇〇七年八月の調査に比べて六ポイント伸びている。二十代女性の六八・二％は子供がなくてもいいと。六八・二％というと、七割近い。

今でこそ私は、非常に政治が右往左往して、けさもガソリンの暫定税率は維持するなど出ていましたけれども、町長が日ごろ申されます、いわゆる草の根民主主義を、住民の中に、本当に一部の人間だけじゃなくて、今定例会で議会条例も提案をされますので、一丸になって努力をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

一、議長 それでは、これにて一般質問を終結いたします。  
暫時休憩をいたします。

午後三時四十九分 休憩

午後三時五十八分 再開

一、議長 再開をいたします。

### 日程第三 議案第五十四号について

一、議長 日程第三、議案第五十四号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 この件について、精読ではなぜ給料表を今まで六であったのを七級にするかについては、四つぐらいの理由でということと言われました。そして先ほど、戸部さんがいろいろ職員の給与のことについて聞いていましたけれども、その答弁の中で、いみじくも仲間意識とか言われたんですけども、やっぱり職員の中には公平で公正であって、あの人が昇級するのであればだれもが認めるような、そうした昇級の仕方、六人で決められるということでありますが、やっぱり職員に対して公平な給与決定を行っていただきたいと思えます。

そして、この七級をつくることによつて、今見える幹部職員が、悪いけど上がるということになりますよね。そうすると、今まで正職員とか、嘱託員とか、パートの人たちが、この北方町の役場の職員の構成をしているわけですけど、この幹部職員が七級の給与表を受けることにすれば、今言った人たちの給与が上がっていくのか、その辺についてはどう思われますか。

一、総務課長 先ほどちょっと私の適切な言葉ではなかったかと思うんですが、私はそういう意味で言ったわけではないです。極端なこういうことはできないという意味で、ちょっと私、適切な言葉を使わなかったことはおわびいたします。

ただ、今、日比議員が言われますように、確かに今の六級制を

導入しておりますと、四二%という五十歳以上の職員、非常に高齢化率が高いわけです。今の役職の中で、相当頭でっかちになった状態。こういうものは、七級にすることによつて将来入れかわることににより、スリム化になるのではないかというふうにご考えております。

それで、今パート職員のお話にございました。このあたりにつきましては、現行の時給単価は若干上げる旨、検討はしておりますので、これは予算編成会議で幹部職員全員おりますが、パートの職員の賃金も、今の実情に合わせて時給で二十円程度上げるつもりで考えております。

(終結の声あり)

一、議長 それでは、討論省略の声がありますので、これより議案第五十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり決すること御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

### 日程第四 議案第五十五号について

一、議長 日程第四、議案第五十五号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十五号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第五 議案第五十六号について

一、議長 日程第五、議案第五十六号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十六号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十六号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第六 議案第五十七号について

一、議長 日程第六、議案第五十七号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十七号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第七 議案第五十八号について

一、議長 日程第七、議案第五十八号 岐阜地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十八号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第八 議案第六十号について

一、議長 日程第八、議案第六十号 物品売買契約の締結について(地上デジタルチューナー内蔵デジタルテレビ)を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 六十から六十二号までに関連してですが、この入札の執行一覧表を見ていると、これは広域でもあったんですけど、六十三号ですと、辞退をされて一つだけ残ってやっているとあるんですけど、執行部としては、これが談合であるとか

ということはないかもしれないですけど、ちょっと違和感を覚えるということがありますけれども、その辺についてはどうですか。最低予定価格というのをこの人たちに教えているのかどうか。

それから、指名競争入札なんで、どことどこが取るといえるのは、例えば十者であればその前に指名競争入札だから、十者でわかる

わけですよ。そうすると、談合する可能性もある。かつて小野木助役のおるころに、一般競争入札を取り入れたらどうかということと言ったときに、一般入札をしていただいたんだけれども、莫大なお金がかかるということで、また指名競争入札に戻った経過があるんですけども、この辺について、ちよつと疑問に思いますので、その予定価格が公表されているかどうか。それと、この辞退というのはどういうことを意味するのか、その二点です。

一、副町長 今度の三号の入札の結果、確かに辞退の業者があります。それで、一回目の入札から辞退された業者につきましては、推測ですが、今回のテレビにはいろんなメーカーの関係が出てきます。できるだけお客様のメーカーで入札できるようにうちの方も配慮したつもりですが、それでも取り扱わないメーカーがありますと、こういった辞退が出てくるということで、これはそんなことを推測しております。

それから、二回目から辞退したところにつきましては、一回目の入札で、落札額が一回目の最低価格が大分開きがあります。一番最低の価格はその時点で公表しますので、その最低の価格に二回目からついてこれられない業者は辞退ということに結論的にはなると思いますが、これは一回目の入札の金額で大分開きが出たのが理由かと思えます。

それから予定価格につきましては、一切うちの方は公表してありませんので、公表しておる市町もありますが、うちは一切公表していません。以上であります。

一、議長 討論ございますか。

(討論省略の声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第六十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第九 議案第六十一号について

一、議長 日程第九、議案第六十一号 物品売買契約の締結について(教育用コンピューター)を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十一号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十一号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十 議案第六十二号について

一、議長 日程第十、議案第六十二号 物品売買契約の締結について(デジタル変調器・ブルーレイHDD・VHSデッキ等)を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十一 議案第六十三号について

一、議長 日程第十一、議案第六十三号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算（第六号）を定めるについてを議題といたします。  
提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（質疑、討論省略の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十三号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十三号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十二 議案第六十四号について

一、議長 日程第十二、議案第六十四号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（質疑、討論省略の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十四号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十三 議案第六十五号について

一、議長 日程第十三、議案第六十五号 平成二十一年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第一号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（質疑、討論省略の声あり）

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第六十五号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六十五号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第十四 議案第六十六号について

一、議長 日程第十四、議案第六十六号 北方町議会基本条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、十番 田中五郎君 一応、廣瀬議員のもとで提案説明がされております。その提案理由の中から議会の行政監査機能の充実ということが目的とされております。

私は今日まで、三十五歳から議員生活を勤めてきました。そういう中で、このような条例をつくるに至らなくても、今日まで議員としての運営はできたと思っております。そして、町民に対する意見の聴取についても、十分議員として選挙のたびに行うこともできます。そして、そういう意見についても、行政に反映する意見を述べる機会もあります。そういう中から、今回の条例につ

いては、当初から条例をつくらなくてもいいと考えておりましたので、その説明については聞きましたけど、それに同意することはできません。

反対討論は後でしますので、そういうことです。

一、議長 その他、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

一、議長 討論ございますか。

一、十番 田中五郎君 先ほど申し上げましたように、提案理由の内容によって、私は、十分今までの機能は議員立法でしておると思っておりますので、提案理由の左右にかかわらず、この条例について反対いたすものであります。以上です。

一、議長 賛成討論ございますか。

(討論なしの声あり)

一、議長 討論を終結いたします。これより議案第六十六号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第六十六号は原案のとおり可決されました。

以上、付託されました案件はすべて本会議において終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思えます。

一、町長 それでは、議会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

平成二十一年第八回北方町議会の定例会、今度の議会は、私どもから御審議をお願いいたしました全議案につきまして、御出席いただきました全員の議員の皆さん方に御賛同をいただくことができました。心から厚く御礼を申し上げます。それぞ

れの議案の中でお聞きをいたしました御意見等については、具体的な実施に当たりまして、十分注意をいたしてまいりたいと思っております。でございます。

とりわけ、きょうの一般質問の中で、財政運営に対して御心配をいただく意見をたくさんちょうだいいたしました。心配事、悩みは、私どもも共有をいたしておるところでございますけれども、非常に厳しい財政事情の中で北方町が生き残っていくために、これからなお、今まで以上に議会の皆さんの御指導をいただいて、町政運営に誤りのないようにいたしてまいりたいと思っております。でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ師走も押し迫りまして、新しい年を迎えることになるわけでございますが、年末年始、いろいろと慌ただしいことも多いと思えますけれども、くれぐれも御自愛をいただきまして、皆さん御健康で新年を迎えられますことを御祈念申し上げます、お礼のごあいさついたします。ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された事件は全部終了いたしましたので、これをもって平成二十一年第八回北方町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後四時十七分 閉会



右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年十二月二十二日

議 長

署名議員

署名議員